

建設水道常任委員会

平成18年8月23日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二 ○浦野 圭司 小野 隆雄
吉川 勝義 中川 靖広

2. 理事者出席者

助 役	芳村 是	収 入 役	中野 秀樹
総 務 部 長	植村 哲男	都 市 建 設 部 長	藤本 宗司
建 設 課 長	加藤 保幸	同 課 長 補 佐	佃田 眞規
観 光 産 業 課 長	今西 弘至	同 課 長 補 佐	川端 伸和
同 課 長 補 佐	角井 敏文	都 市 整 備 課 長	藤川 岳志
都 市 整 備 課 参 事	堤 和雄	同 課 長 補 佐	井上 貴至
上 下 水 道 部 長	池田 善紀	上 水 道 課 長 補 佐	井上 究
下 水 道 課 長	谷口 裕司	同 課 長 補 佐	上田 俊雄

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 浦 口 隆 同 係 長 峯 川 敏 明

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 浦野委員、小野委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますのでただいまより、建設水道常任委員会
を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
町長が公務出張のため、助役の挨拶をお受け致します。
芳村助役

（ 助役挨拶 ）

委員長 最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、浦野委員、小野委員のお二人を指名いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとお
り、継続審査として公共下水道事業に関することについての審査の他、
9月定例議会提出予定議案、各課報告事項等について等であります。
初めに、1. 継続審査の（1）公共下水道事業に関することについ
てを議題といたします。理事者の報告を求めます。 谷口下水道課長。

下水道課 それでは、継続審査でございます公共下水道に関することについて
長 ご報告いたします。

まず、現在発注いたしております、町公共下水道工事の状況でござ
います。お手元資料1-1をご覧くださいませでしょうか。

まず、平成17年度から継続工事であります龍田北汚水幹線2工区工
事、図中赤色路線でございます。現在、シールド掘進が進められてお
り進捗率55%、掘進機は、国道25号線から町道101号線に入る
猫坂付近まで進んでおります。平成19年3月28日の完了を目指し
まして、順調に作業が進められておる状況でございます。また、平成
17年度の汚水処理施設整備交付金の追加を受けまして、本年2月2

8日に入札を執行いたしました、服部1丁目地内で繰越明許事業として進めております、第11工区-3工事、図中青色路線、第11工区-4工事、図中ピンク色路線、及び第11工区-5工事、図中オレンジ色路線でございます。共に管渠埋設工事が進められておりまして、進捗率70%で、本年9月29日の竣工を目指し、順調に作業が進められております。また、6月議会定例会におきまして契約の議決をいただきました、第14工区-1工事、図中茶色路線につきましては、現在、立坑の築造工事が進められている状況でございます。同じく、6月議会定例会におきまして契約の議決をいただきました、第24工区-1工事、図中黄色路線につきましては、家屋事前調査が完了いたしまして、本体工事の準備にかかっている状況でございます。また、本年5月26日に入札を執行いたしました第3工区-1工事、図中緑色路線につきましては、管渠埋設工事にかかっている状況でございます。同じく、7月4日に入札を執行いたしました、第13工区-5工事、図中紺色路線につきましては、推進工事を行っている状況であります。なお、岩瀬橋交差点から竜田川沿いに龍田西2丁目地内および神南3丁目地内、また、五百井1丁目地内の3箇所です。施工を予定しております工事につきましては、後ほどご説明させていただきますが、去る昨日、8月22日に入札が執行され、予定価格が5,000万円を越えますことから、9月定例会に工事請負契約の締結についての議案を提出いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、公共下水道の供用開始の状況でございます。お手元資料1-2をご覧くださいませでしょうか。

8月18日現在の状況といたしまして、申請受付総数が1,063件、検査完了総数が979件、融資あっせん利用総数が16件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が9件でございます。今後も、公共下水道の整備及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、継続審査であります公共下水道に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、質疑をお受けいたします。
小野委員。

小野委員 まず、公共下水道の接続申請状況ということで、ずっと数を教えていただいたんですけど、どうなんですかね、担当課としては順調と考えておられるのか、やはりもう少し増やしていってもら方がいいというんですか、せっかく早くから通ってるのに、繋いでいただけないとか、そういう事で色々検討もされてるのかなと思うんですが、その点どうなんですか。

下水道課長 現在のところ、これは決算、17年度655件、申請いただきました。本年度18年度におきましても408件という非常に、8月18日現在で、相当数の申請をいただいております状況だと、私個人といたしましても順調に供用開始、接続ですね、進められておると考えております。住民さんのご理解をいただける賜物だと考えておりますので、よろしく申し上げます。

小野委員 当初から下水が入ってた地域、興留地域とかね、そういうところはどれ位の進捗があるんですかね、パーセンテージ的にもし掴んでおられるのでしたらね。団地なんかは一斉にこうしてやってきてる、自治会あげてやってきてるという経緯がありますので、個人のところで、どういう時にどのような申請があがっているのか、それはどのように分析されていますか。

下水道課長 今、小野委員おっしゃっていただきました、だいたい我々の分析でございます。当初、初期の段階で整備が終わりました区域につきましては、平均的な伸びはしていただいていると考えております。ちょっとパーセンテージにつきましては、具体的な数字は現在持っておりませんが、まず一つ言えますのは、傾向といたしまして、古い所に

つきましてはご近所の接続の状況を伺っておられるというようなのが大多数確認されました。そして、今おっしゃっていただきました、新住宅、集中浄化槽なんかは自治会まとめてやっていただいているというような事でございますので、非常に接続率が高いというような状況でございます。ですから、古いところ、旧村につきましても、現段階では全く無関心という事ではなしに、ちょっと様子を伺っておる、相談も受けておるような状況でございます。そういった形でご理解いただきたいと思えます。

小野委員　私が一番心配してるのは、下水道法上の2年というね、一応縛りまではいかないけど、そういう規定があると思うんです。それらについて、どれ位のPRをされて、どれ位早急に接続していただきたいという事を町としても働きかけて、それらについて、大変だと思うんですよ。これらの件数も一気に増えてくるという事はね。そういう事でも、色々人事に関しての事も、この議会からも供用開始に伴っての下水道課の充実と言うんですか、人員確保をお願いしたいという事をいろんな議員さんも言ってましたし、一時に申請来られたらどうしても手続きの難しい部分もあると思うんですが、私が一番心配するのは、供用開始ができる状態でも今、課長からも答弁がありましたように、近所の様子伺い、お互いに様子伺いでなかなか接続していただけないんじゃないかなという事、それで定着してしまったら、やはり何の為にそうして下水、公共下水道のね、色々経費を使ってやってきたか、その意味が分からなくなってくるんじゃないかな、そのように思いますので、これこそ継続して、接続勧誘と言うんですかね、それらに色々力を出していただきたいなと、PRに努めていただきたいなと、そのように思います。

それと、資料1-1なんですが、細かい話なんですけどね。龍田北幹線、この図示の仕方がね、わざと道路から外してあるのか、道路の下走ってるという事やねんね、ただそれだけの事かなと思うんですが、何か全てちょっとずらしてあれしておられるんですが、私も今老眼か

けて見て、初めて分かったんですが、ちょっとずれてるのかなと、何か意味があるんですかね。

下水道課 申し訳ございません。資料のこれ、パソコンで着色しておりますので、平行してそのまま赤の線がずれておるという状況でございます。申し訳ございません。

小野委員 それとね、これはちょっと苦情と言われたら苦情ですが、13工区-5ですが、この工事、Cランクでの発注だったかなと思うんですが、その時の資料、申し訳ないんですが手元がないので、はっきりとした事分からないんですが、小さかった工事だと思うんですが、斑鳩の町内業者の名前が二つ出てくるんですね。そして、実際施工してる重機とかダンプ、それらは香芝ですか、上牧ですかね、町外業者のが走ってる。それらについて、なぜそういう事になるんやろな。あれはCランクで入札されたんですかね、CとBだと思うんですが、町内業者の看板が2つ並んだら、こういう事あって、やっぱり住民にとってね、何でこういう事になるのかなという事を思われると思うんですが、その点はどのように認識されておるんですか。

下水道課 確かに、ご指摘いただきましたような形で、町内業者がありまして、その下に町内業者が入っているというような状況でございます。しかし、一応考え方としましては、施工体制台帳ですね、そういうようなもの、施工体制の状況ですね、そういうものをチェックする事によりまして、実際に十分な施工をしていただけるというような状況で把握しておりますので、こういうような事でご理解いただきたいと思います。

小野委員 これは担当課の方の問題ではないと思うんですが、いろんなランク付けもされておりますし、そして経審でいろんな実績も考えておられる。一般的に言えば、推進ですので、町内業者で推進専門のとのことい

うのは、まずないと思いますし、色々な推進されるという事に対して、それはある程度の理解は示せるかと思うんです。ただ、どう言うんですか、あれはCランクの入札でよかったんですかね。その事で今の町とも契約できてる業者、Cランク。そしてもう一つ看板あがってる町内業者というのは、その入札に参加してたんですか、してなかったんですか、それはどうなんですか。そして、ランクは上なんですかね。

下水道課長 現在ご指摘いただきました現場につきましては、C単独の発注、入札だという事でございます。

小野委員 もう一つの看板あがってる業者はCですか、Bですか、Aですか。

下水道課長 Bランクでございます。

小野委員 という事は、町内業者の中でCランクの工事であって、そしてCランク、それは金額だけで決めておられると思うんですが、そのCランクという事は、やはり推進、今までも何回も議論してたんですが、Aランクばかりになってるという事で、当初は町内業者入れなかったという事で、私も平成5年か6年くらいの古い話なんですけど、だいぶ粘って町内業者入れてもらいたい。そしたら町内業者の方でBランクも入れるようになったという事で、色々お願いもした。ただ、下水は割と金かさが上がるというんですか、ランクで言えば金額的にはAランクのものが多いう事で、Bランクに、私の記憶では並松の方で一箇所出させていただいて、それ以後、Bランクの方にも、今回の場合、何か接続する場合の事だけだと思うんですが、Cランクの範囲内、しかも新管という事で、Bランクも入ってくる金額でないという事で、そういう工事をここだけされた。そうした中で、なぜ元請けと言うんですか、町との契約している、そこのは一人だけ居るんです、たぶん社長やと思うんです、現場に。そしてBランクの町内業者の社長が居てる、そして推進専門と言うんですか、推進の技術的に持つてる町外

業者、それが施工してる。こんなん何かおかしいと思いませんか。入札するにつけても。ましてその看板ですね、徐行の看板とお願いの看板と、業者が違うんですよ。私が指摘したらその日でもすぐに元請けのあれに書き直したるけど、裏回ればすぐに分かるんですよ。そういう看板も持ってないようなCランクの業者に指名する事自体おかしいと思うんですよ。こんな事言えば大変失礼かも分からないけど、その業者にとっては道路の工事をするだけの、そういう看板すらないんです。その、指名されて入札される、金額だけのもんで、そうして入札を施行されるというのか、指名されるという事に対して、あまりにも単純にされてるように思いますが、その点、入札に指名されるのは担当が違うと思いますので、その点については総務部長、どうなんですかね。

総務部長 そういった関係につきましては、当然それだけの工事を施工し得るという能力は、そういったものは備えておるといった関係で、指名をしておるわけでございます。指名後については、適正な関係で施工されていくという事で、そういった部分を考えながら、入札をさせていただいておるという事でございます。

小野委員 当然、入札を執行する立場から言えば、経審等、色々指名審査会とかいろんな事でクリアしてる。それが実際今の話聞かれてね、どう思います。看板すらないんですよ。それを、Bランクの看板を借りてこんな、出来ないんですよ。この前の一般質問で、工事高を書けとか書いた方がいいの違うかという提案もあったしね、そんなんね、住民をバカにしとんの違いますか。そういう事で工事をされとってね、斑鳩町として指名した、入札来てもらった、そして落札させたから契約した、工事を発注した、こういう事があっていいものですかね。そしたら何でね、そういうように看板もないようなところへ、一つの工事の看板です、私は一番先にその現場でおかしいと思ったんがね、ガードマンの配置なんです。全くそのガードマン、ガードマン個人はしっかり

した、人員一人しかなかった。カーブしてるところで一人というのは、とてもじゃないけど無理やから、その現場でその町内業者、下請けやったから、その社長に何をしとるんじゃという事でね、そしたら、試験掘りやから、という事で返事されてきたんです。試験掘りであってもね、カーブしてるところにガードマン一人、なんぼ達者なガードマンおっても出来るはずない、そういう事指摘したんです。そしたら、その仕事かなと思ったら違う看板あがった。そして、ガードマンを二人にしたという。一人やったらとてもじゃないけど物理的に無理なんですよ、カーブしてるから、両方から車来た時にどうも出来ないんです。そのガードマンはものすごくしっかりしてます、テキパキしてます、一人にも限度があります。どうも聞いたらそのガードマンを雇うのも元請けじゃなくて、という話です。そんな事でね、落札してる業者がね、こういう工事を請けるだけの資格があると思うんですか。だから、こういう今の状況をしっかり見てね、私はもう少しその業者もしっかりとした下水道工事をやれるだけの技術力、能力があるかないかを見極めてね、やっぱり指名参加するべきだと、私は思うんです。工事が出来る、出来たと、安全に出来たというだけで、それではダメだと思うんです。今後、指名をしていく、いろんな工事を見ていく中でね、工事中の住民に与える不安、不満、不審、それらを考慮してこれから指名していくべきだと、私は思うんですが、それらについてはどのように考えておられますか。

助 役

このCランクの業者が同じ工事現場において、二人の業者が、下請け、元請け関係なく、二人の業者が工事を行うという事の入札執行は町はしていない。あくまでも、一現場に1社が工事を行う入札をやる、という事で入札の執行を行います。下請け制度がございしますが、許可を受け施行しているかどうか解りませんが、下請けはご存知のように禁止されております。協力業者名は協力という事については、認める場合があります、そうした場合でも表には出てきません。ご指摘の件につきましては、私としても十分調査をし、担当課にも事情を調査します

けども、ランクの格付けですね、これが今C業者は500万～1千万やったと思うんですが、その間で、格付けする時にいわゆる評定点数と特別評定基準という基準がございまして、それに合う業者をそのランクに決めてるわけですね、それで今、小野委員がおっしゃるようですね、出来るか出来ないかという事は、この基準の範囲では出来るという判断を持ってるわけなんです、こうした形でランク付けをしているという事でございます。しかし、こうした場合には、やはりこの工事完成後における検査員の検査がございまして、その検査員がどういふ評点をつけるかという事にかかってくると思います。それによってはランク付が変わる可能性があります。そこまでちょっと様子を見たいと、このように思います。ただ、斑鳩町の業者を育てるためにランク付けして、いわゆる設計金額において、A、B、C、D、特Aもございまして、そういう流れの中で入札を執行しているという事でございますので、我々といたしましては、やはり業者を適切に指導していく、こんなもんはあかんと、こういうようにしなさいよ、というような事をしていかなければならないと思うんですが、ご指摘の様なことであれば、私は疑問あると思うんです。やはり、業者となるべきものは、あくまでも全ての法律に基づいて、執行規則等に基づいて把握し、そして住民に迷惑のないような工事をしなければならぬと思いますので、今後、ご指摘の件については、担当課に聞きまして調査いたしまして、今後の格付けについて、どう影響するかという事を考えていきたいと思っております。

小野委員　この入札そのものについては、私は何ら不満も何もないんです。ただ、今施工してる状況と言うのはあまりにも住民に誤解を与えるような工事であるという事が、しっかりと検査された結果、町内業者、これは県内でも優秀な下水道の推進をやってる業者なんです。近隣でも特にきちっとやってきてる、そういう業者と私も認識してますし、その点については、きちっとしたいい工事が出来ると思うんですが、ただ、そういうようにね、住民の目に付く形がね、誤解を生むような、

そして住民に対して、なんでこれ2つ看板があるのか、町内業者、そういう神経のなさの業者であると、工事のやり方であると思う、という事はね、やはり今後の評価ですか、それには加味していくべきだと私は申し上げたいと思います。

それとね、この近くでね、この工事と関係ないと思うんですが、先日人孔が、これからちょっと東行ったところ、人孔のところで何か陥没があってね、何か応急処置とされたんですが、その事はどういう事だったんですかね。

下水道課長 法西町のこっち側、役場との間ですね。あの分につきましては、地下水がだいぶ回っておりまして、それに伴ないまして、埋戻し部分が若干、圧ミス起こしてしまって、陥没があったという事で、早急に対処させていただいたというような状況でございます。

小野委員 あそこは今幹線の人孔ですよ、あれね。周辺が陥没したという事で。地下水による土質の埋め戻しがきちっと出来てないというか、地下水によって締まったから陥没も起きたという事なんですかね。ということは、あそこ入れた業者がきちっとした事出来てない。それとその地下水がね、どれ位のあれでそういう事起こす様な地下水が、急に出て来た様に私は思われないんですが、そういうなんについても調査はされてるんですかね。

下水道課長 急に出て来たという事ではない状況でございます。そしてライナープレートを埋設しまして、そして人孔を布設致しました。そしてその部分、埋め戻し部分につきましては、相当深い埋め戻しをしておりました。確かに現場の方の確認につきましては、まきだし転圧して埋め戻ししておいた状況でございます。ただそのライナープレート内におきまして若干のそういった圧ミスを起こしてしまったというような状況でございます。ということでご理解頂きたいと思います。

小野委員 だけどちょっとね、それだったらあの辺り全部人孔がね、そういつたらする必要あるんちゃうかと思うしね、やはりそのあそこ入れた施工業者、もう何年前になるのか、補修期間というんですか、保証期間というんですか、それは過ぎてるんかどうか知りませんがね、そういうなんについてもちょっと調査しておくべきだと思うんですがね、それらについてはどのような認識でおられますか。

下水道課長 現段階でもその上流部におきまして工事をしてる状況でございます。そして状況判断しました中で委員おっしゃるような形で調査も必要だとは思いますが、ちょっと注意して、といいますかちょっとうちの方の注意ポイントだという事で認識していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

小野委員 ちょっと時期的な事でね、あんまり正確な記憶がないんですがね、この13工区-5試験堀をした時分からそれが起きたのか、その前やったのか、ちょっとその点はどうなんですかね。

下水道課長 この試験堀した段階という事ではなしに時期的な問題はないという事で理解しております。

小野委員 ないとかいう事じゃなくて、どうやったのかなと言うてるだけなんですけどね。

下水道課長 その陥没が発覚したのは試験堀の後でございます。

小野委員 その因果関係はないという課長の判断ですねけど、何かその最初答弁頂いた地下水云々とかね、こちら下流ですしね。試験堀、ピット堀、推進のね、立坑堀とかについては、やっぱりその地下水の、まして都市下水が走って来てる所やしね。そこらでやはり異常な水脈が変わった、そういう事も考えられると思うんですよね。全くその因果関

係、そういうものははないという判断をされた理由はどうなんですかね。

下水道課長 説明がちょっと、説明不足になってる部分がありました。ただあの部分につきましては、地下埋設物も、既存で地下埋設物もございました。そして当初の段階からも地下水はあったという事を確認しております。水脈が変わった云々という事につきましては、現この工事で水脈が変わったという様な認識は持っておらない事でございますのでよろしくお願い致します。

小野委員 もう一点だけ、水脈というか地下水というのはね、もちろん担当の課長やからよう知っておられると思いますけどね、やはりどこへ出るかわからないんですよ。そしてその因果関係がどういう形で流れるかわからない。それが水脈なんです。確かにあれは上水も入ってる、県水も入ってる。それから今回がこの幹線入れてもらってる。推進で入れられたと思いますけどね。だからその管に沿ってまた水脈が変わってくる、その終着があの人孔やったのではないかなと私は考えてるんですよ。だからそういう事を十分注意しながらね、それを今どうのこうのせいとは言わないんですけどね。やはりその近くでこういう下水工事を平行してやっていく場合は他の下水へ影響を及ぼすという事を十分考慮しながらね、施工やってもらいたいとそういう事をお願いしときます。それでよろしいです。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
本件については、報告を受け、了承したということで終わります。
次に6月定例議会からの継続審査案件となっています(2)陳情第

1号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その1)、
(3) 陳情第2号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その2)を一括議題と致します。本件について、6月定例議会以後で進捗等ありましたら、理事者の方から説明を願いたいと思います。藤川都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、前回委員会より継続審議となっております陳情第1号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その1)、合せまして、陳情第2号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その2)につきまして報告をさせていただきます。

前回委員会以降、当マンションの建築を計画しております開発事業者の代理人であります株式会社IAO竹田設計を通じまして、地元自治会等との協議状況について確認を行って参りましたが、その以降、新たに協議を行ってないということをございまして、町の事前協議の手続きにつきましても、進捗はしていないといった状況であります。

なお、計画地に関しまして、前回委員会の時点におきまして、開発事業者の内の1社でございます株式会社大栄不動産の所有でございますが、先月、7月24日付で、株式会社ダイワ・ファーストと申します法人に所有権の移転の登記がされているというところであります。この件に関しましても、代理人に確認をいたしましたけれども、所有権が移転がなされたことにつきましても、代理人の方で承知をしていないといった状況でありまして、今後の事業展開については、はっきりとしていないという状況であります。

簡単ではございますが、以上で陳情第1号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その1)、陳情第2号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その2)につきましてのご報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

小野委員　これを陳情として受けてる委員会としては、どのように審議していったのか、どうなっていくか分からない状態が続いてるという事によろしいんですかね、今の課長の説明やったらね。それで、土地所有者、地権者ですか、事前協議というのはどういう形でね、いま、止まっている状態なのか、そしてその事前協議をされてる施主、マンションを建設しようとしてる、それは替わってないとみてよろしいんですかね。土地の所有者が替わっても、それはまだ別の問題やろと思うし、事前協議を中止してきてるんじゃないくて、その事前協議をしてるマンション建設に対しての開発業者、それは同じですよ。だから、その状態で今、継続審議うってますので、委員会も開いてますから、審査しなければいけないんですが、その状態がはっきりしてるんだったら、ちょっとやっぱり審査の仕方も、また陳情者に対しても、そのまま返事という事になってきたらね、やはり今どうのこうの、これやろうとしても出来ない状態と解釈していいのか、その点もう少し分かりやすく、私ら素人に分かりやすく課長、説明してもらえませんか。

都市整備
課長　今、委員の方からご指摘いただきましたように、土地の所有者は確かに替わっているんですけども、現状、町には事業主の代理人から、事業主が近畿中央ビルドそれと大栄不動産という二人の事業主の共同で事前協議の申出がなされた状態でございます。先ほど、委員おっしゃっていただきましたように、所有者が替わっても、今現状で事業主が替わったという事は確認できておりませんし、代理人の方から事業主の状態も今ちょっと確認しておるところなんですけれども、現状でどういった形で変わっていくのか、あるいはそのままいくのか、といったところがまだ我々としても把握できないという状況ではあります。今後、折を見ながら随時ですね、代理人に確認をしながら、どういった意向で進められるのかといったところを確認をしていきたいという風に思っております。

小野委員　この陳情内容の中に色々なこと書かれておるんですが、ある程度の

高さをちょっと制限して欲しいとか、行政指導して欲しいとかいう項目があるんですけどね、事前協議というのは以前にお示しいただいた図面、それがあくまでもまだあって、いつまでに事前協議を終了させなければならない、協議ですからね、出してるだけでいろんな事業主の、施主側のいろんな事情で担当の方へ来られてないのか、最終的に事前協議には完了しなかったら、全然事業が進まないという事は、当然承知の上で止めておられるのか、それらの点はどのようにちょっと思っておられるのかね、課長としては、担当課としてはどのように。

都市整備課長　これはあくまで法人、事業主の事業の意向によるところでございます。現状で申出がなされたまま、状況が変わらないという事ですが、いつまでもそのまま中途半端な状態でおいとくというのも、我々としてもいかなものかというように考えておりますので、事業主の代理人であります竹田設計に、都度どういう状況であるのかを確認しながら、やはり事業をやっていくのかやっついていかないのか、といったところもいずれの時点かで確認をしていって、けりをつけていく必要があるかという風には思っております。

小野委員　陳情者の方も色々調べておられるような感じやし、私らより詳しくいろんな事業に対して調査されておる。今、そうして斑鳩町での事前協議が完了しない、完了しないというか進んでない、停滞したるという状態で、どのように判断していくのか、議会としても陳情受けた関係で、ある程度の結論を出していかなければいけないと思うんですが、ちょっとこれは委員長の方でも色々皆さんの意見を聞いてもらって、どうしていくのか、という事も協議してもらいたいなと思うんですが、私としては、今の課長の説明ではね、この事業が停滞したるという事で、議会として結論出していくのはちょっと困難ではないのかなと思うんですが、皆さんの意見も聞いていただきたいと思います。

委員長　今、理事者側からの説明ありましたように、その後進展がみられな

いという事でありまして、継続という形になっておりますけれども、小野委員さんからも色々と質問がありましたように、他の委員さん、どないでしょうか、この件につきまして、今後どのような形でという事で。

中川委員。

中川委員 今の現状を、説明をお聞きしてますとね、今は今後、このままなくなるのか、何かどっか設計の変更が出てくるのか分からないような状態でありますので、このまま今後の進展を見ながら、継続という事にしてもろたらどうですやろ。

委員長 他ないですか。浦野委員。

浦野委員 中川委員と一緒にございます。動きが分からないので判断しようがないというのが現状やと思いますので、継続という事で。

委員長 吉川委員、どうでしょうか。

吉川委員 私も一緒です。今のところ、質問しようにもしようあらへんし、出てくるまで分からん。

委員長 今、各委員さんからお聞きしましたところ、その後の進展もないというところから、引き続き状況等見守っていくということで、本日は終わっておきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。本件については、引き続き状況等を見守っていくとして、継続審査と致します。

次に、9月定例会に付議が予定されている議案について、あらかじめ

め理事者から説明を受けることにいたします。

はじめに、（１）平成１８年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第２号）についてですが、予算等審議の順序から（５）町長専決処分について承認を求めることについて（平成１８年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第１号）について）の方から、順序だてて先に説明を願う方がよいと思いますので、レジメの順序を変えて（５）の専決処分の補正予算（第１号）についての説明を求め、その後、補正予算第２号の説明を求めの方がよいと思いますが、そのよう進めることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。

（５）町長専決処分について承認を求めることについて（平成１８年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第１号）について）の説明を求めます。池田上下水道部長。

上下水道部長 それでは町長専決処分について承認を求めることについて（平成１８年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第１号）について）、ご説明を申し上げます。資料６をお願いしたいと思います。まず専決処分書の朗読をさせていただきます。

（ 専決処分書朗読 ）

上下水道部長 本補正予算につきましては、企業債の支払利息を減らし、水道料金を抑制する目的であります。借換債として２，９７０万円が許可され、７月２８日に借換えを行うため、７月１０日付けで地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分させていただいたものでありまして、同上第３項の規定によりまして、議会に報告し、承認を求めるものでございます。内容としてでございます。最終３ページをご覧いた

だきたいと思います。3ページの実施計画書でございます。資本的収入の部で第1款資本的収入、第1項企業債、第1目企業債で既決予定額2,000万円、補正予定額2,970万円の増額補正、計が4,970万円であり、支出の部で第1款資本的支出、第2項企業債償還金、第1目企業債償還金で、既決予定額1億1,216万7,000円、補正予定額2,970万円の増額補正、計が1億4,186万7,000円であります。なおこの借換前の金利につきましては6.4%でございます。借換後の金利につきましては2.5%でございます。それでは1ページにお戻りください。

(補正予算書朗読)

上下水道 以上でご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。
部長

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 本件の取扱いにつきましては、議会運営委員会で諮られると思いますのでよろしくお願ひをしておきます。

次に、(1)平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についての説明を求めます。池田上下水道部長。

上下水道 それでは平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)につ
部長 きまして、ご説明を申し上げます。資料2をお願いいたしたいと思
います。

本補正予算につきましては、資本的収入といたしまして、管路近代化推進事業国庫補助金として、石綿セメント管更新事業及び塩化ビニール管の管路更新事業に対します、国庫補助金が増額内示された事に

よりまして、1,492万4,000円の増額補正をお願いするものであります。資料2の実施計画でございます。資本的収入の部で、第1款資本的収入、第2項補助金、第1目国庫補助金、既決予定額3,205万9,000円、補正予定額1,492万4,000円、計4,698万3,000円であります。

以上でご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。小野委員。

小野委員 この補正というんですか、国庫補助金が増額なったという事で、色々、管路近代化推進事業という事で、発注していく予定のとことか、そういう事があったら教えてください。

上下水道部長 これにつきましては、本年度予定してた以上につきまして、この増額補正で追加発注を行って参りたいと考えております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に(2)平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)の説明を求めます。谷口下水道課長。

下水道課長 それでは、9月議会定例会に提出を予定しております議案についてご説明させていただきます。

平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について3つの議案を9月議会に上程し、審議をお願いする予定であります。これにつきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えることから工事の請負契約に

ついて議会の議決を求めるものでございます。

それでは、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）のご説明をさせていただきます。

お手元資料でございます。資料3をご覧くださいませでしょうか。

工事名は、斑鳩町水質改善下水道事業第11処理分区龍田西污水幹線工事で契約の方法は、制限付一般競争入札、工事場所及び工事概要につきましては稲葉西1丁目地内で岩瀬橋西詰を町道502号線から竜田川右岸町道501号線を北上し、2枚目の資料付近見取り図も添付しておりますので参照いただきますようお願い致します。竜田大橋交差点を左に曲がり、国道25号線を横断、そして県道王寺・三郷・斑鳩線を西に向け、龍田西2丁目地内まで路線延長といたしまして約900m、その内容といたしましては、泥土圧式ミニシールド工法で口径1,000mmを施工する予定であります。

工事期間につきましては、議決後548日と予定いたしております。昨日、8月22日に郵便による制限付一般競争入札を執行した結果、低入札調査基準価格を下回りましたことから、低入札価格調査を実施しているところでございます。調査対象者は、前田建設工業株式会社奈良営業所で価格は消費税込みで4億9,245万円でございます。なお、予定価格に対します割合につきましては、約62%でございます。

調査の結果、適合した履行がされると認めた場合、当業者と仮契約を締結し、9月定例会に上程させていただきます。

以上、簡単ではございますが、9月議会定例会に提出を予定しております、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）のご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただけますようお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

浦野委員 ちょっと教えて下さい。一枚目の2. 契約方法、制限付という意味合いと、あと3枚目の地図が載ってますけど、立坑の青のマークはちょうど今信号の所、家を取り除かれた歩道になってるあの部分を部分を予定なんですか。それと工法で泥土圧式ミニシールド工法のちょっと簡単な説明、以上3点。

下水道課長 まず、私の方から立坑の青のマークとそして工法ですね、それにつきまして簡単にご説明させていただきます。まずこの立坑の位置でございますが、以前に民家がございます、現在歩道確保されてるところでございますが、その歩道と、歩道の東側と言いますか、空いてる部分に立坑を施工するという計画でございます。そして泥土圧ミニシールド工法でございます。これにつきましては、一般的なシールド工法、簡単に言えば一般的なシールド工法でございます。例えば口径1メートルでございますので、まわりの土圧とバランスをとって、掘進機、掘削機械が前方の土砂を掘削しながら進んで行くというような工法でございます。

上下水道部長 制限付一般競争入札の制限という言葉ですけども、この制限につきましては、入札に参加する場合の資格、参加資格要件がございますよという事でございます。それにつきましては、資格要件と配置予定技術者の要件がございます。大きく分けて。参加資格要件と致しましては、当然ながら斑鳩町の入札参加資格基準に合致すること、また建設業法の有効期限が当然入札の提出期限までに確認できる事、また奈良県内に本店もしくは支店を有すること。建設業法に規定します今回の場合でしたら土木一式工事で経営規模等評価欠格書の総合評点が1,500点以上が条件です。あとるるあの過去に今申しあげましたミニシールドもしくはシールド工事の経験がある事というような条件がございます。それとあとは配置予定技術者の要件でございます、当然一級土木施工管理技師と同等以上の資格を有する事、同一の技術者を重複して複数工事を配置はできませんよというような条件がございます。

す。こういう様な制限を加えて入札を執行するという事でございます。

浦野委員 立坑の場所の事なんですけども、おっしゃってる場所であれば面積的に無理があるんじゃないかなと思う点と、それと先程金額おっしゃいました4億いくらとおっしゃいましたけども、龍田北汚水幹線第2工区、今、進捗率55%とされてますけれども、距離的に言えば龍田北汚水第2工区は884メートル、今のやつが900メートルという事なんですけど、龍田北工区が確かこの6億かなんかやったと思うんですけど、金額的にえらいこっちの方が安いので、これは直径が違うという意味ですかね。この二点。

下水道課長 これにつきましては、ちょっと先程説明の中でも触れましたんですが、まず設計価格につきましては、今、浦野委員ご指摘頂いております。ほぼ、ほとんど同じ金額になるんでございますが、現在入札の結果、先程説明させて頂きました、4億9,245万円ですね、これが入札の結果、低入札価格というような形で、約62%で応札されたという状況でございます。そういう事からこれだけの金額の差が発生してるという事でご理解頂きたいと思っております。

現在の計画しておる立坑につきましては、発進立坑といたしまして、約10mの立坑を計画しておりますが、その分につきましては十分収まると確認しております。

浦野委員 65%の低入札価格という事なんですけど、今後これどういう風に進めていかれるんですかね。

下水道課長 まず低入札価格におきます取扱いですね、そういうなものがございまして、その中でまず我々と致しましては、まず積算資料等を提出して頂きます。見積もった見積のデータですね、を提出して頂きます。そしてそれに対しまして、積算資料等、発注設計書と我々比較致しまして、工法、工種等、実際に異なっていないか、また見積り等に抜け

落ちがないか確認致します。そして実際に今後の工事が始まってからの事になりますが、実際に工事が始まりましたら、施工体制の確認とか、使用資機材の確認等、重点を置いて確認しながら施工していくというような事になってきますので、そのような事で進めますのでよろしくお願い致します。

浦野委員 入札に来られたのは何社で、他の入札価格はこういった入札があったんですか。金額的に。

下水道課 応札していただいた分につきましては12社ございました。そして価格につきましては、この今現在62%でございますが、62%から次点につきましては、67.1%、68.6%というような状況で応札して頂いております。

中川委員 ちょっと一点だけ。その今62%の価格で応札された業者とその施工積算した、どういう積算したのかという事が設計と合うかどうか審査をすると。例えば審査が出来てる、これで設計どおりの施工ができるなど判断をされたら、そのまま62%で入札が決定という事ですかね。で、もしかそれで、もう一点、無理だとか、これでは設計どおり施工できないという判断をされた場合に後、どうなっていくのか教えといてもらえますか。

下水道課 まず、今ご質問頂きましたものにつきましては、業者履行できるというような判断であればその業者に決定していきます。これは一つのケースでございます。他に色々ケースはあると思いますが、担当レベルでの審査した結果、契約審査会でも再度、上部の組織で審査していく、それでまたオッケーなればそれでまた決定になる。そして審査会の意見でまただめになれば、次の順位の方が、例えば次の順位の方も低入札価格であったとすれば、その順位の方と今度折衝するというような形で段階を踏んで進めて行くという手続きになっております。

中川委員　ほんだら今の一番最初の62%の人はだめになって、次の人と協議をするという事ですか。

下水道課　そういう事でございます。

長

助役　そういう事になるんですけど、それも同様の手順によって調査するわけです。

委員長　他にございませんか。小野委員。

小野委員　これ、今、この委員会では(2)の(その1)という事だけなんですけどね、先ほど、当初の助役挨拶の中、また色々な資料の中でも、次の(その2)も同じような事態でこういう具合な説明がされるんだと思うんですがね、委員長もしあれでしたらね、まだ議題になってないんですけど、この(その2)の方も同じような状況なのかだけちょっと先聞かせていただけたら有難いなど。色々質問していく中でね、これについても、先ほど浦野委員が心配されとった何社であって、低入札のラインにかかっているんだという事で、こういう事前に予定議案として説明されてきているんですが、同じような状態なのか、パーセンテージについてもちょっと詳しく教えてもらうという事は出来ないう事か。

委員長　今、小野委員申されましたように(その1)、次に出ます(その2)も同様な形の内容であるかどうか、またその点についての検討をお願いしたいという事ですけども、いかがでしょうか。谷口下水道課長。

下水道課　そうしましたら、(その2)の工事ですけども、業者数につきましては8社で応札していただいております。そして、その現場につきましましては、これも制限付一般競争入札を執行いたしておりますが、低

入札調査基準価格を下回っておりました。そして、業者につきましては前田建設工業株式会社奈良営業所、同じ業者でございます。そして消費税込で2億4,465万円でございますが、このパーセンテージにつきましては、62%で応札していただいておりますというような状況でございます。

小野委員 他の7社の状況と言うんですか、何パーセント位で入札、応札されたんですか。

下水道課長 次のランクにつきましては約68.6%位のオーダーで応札していただいている状況でございます。

小野委員 そしたらね、この(その1)の方もあれなんですけど、低入札の制限に当たってる、ボーダーラインと言うんですか、それに当たってるのが何%で取り組みをされてるのか、ちょっと私は承知してないんですけど、(その1)の方で62%というのは前田建設、次の応札の低いのが67%とか68%、今でしたら68.6という事、それは低入札の制限と言うんですか、そのラインとは上なんですとか下なんですとか。

下水道課長 低入札ラインの下でございます。

小野委員 当然これ、予定価格を事前公表されておって、低入札制限と言うんですかね、それが斑鳩町は取り入れてるという事も、入札に、説明もされてると思うんですね、そのパーセンテージについては、向こうは入札を受ける時には、説明はされてないんですか、してるんですか。

助 役 予定価格の最低基準価格、これは公表しております。

小野委員 最低基準価格というのを公表、事前にされているという事でね、この制度、色々議論させてもらって、取り入れたのは私はあそこの物件

と言うんですか、法隆寺の消防コミュニティセンターの時のいろんな入札状況でね、議論させてもらって、こういう制度を取り入れていくというようになったんじゃないかなど。そういう制度が昔からあったという事もどうか、ちょっと記憶ないんですが、最低基準制度でパーセンテージを公表している、それでなおさら、それで応札してくるといふ事でね、それと先ほど浦野委員がちょっと話しておられたように、龍田、今の施工してるね、これは土木工事については、同じような形というのはほとんどないのでね、一概には言われにくいけど、先ほどの課長の説明では、予定価格もほぼ同じ位だと。龍田北幹線の第2工区ね、それでもこの価格でとるといふ事はね、今度逆に、素朴な疑問として、龍田北幹線の第2工区の予定価格、積算価格が妥当であったのかな、それで、予定価格をはじいてるといふのか、設定価格をはじいてる、それは職員でされとるのか、どっかの設計会社で設定価格を積算して、それを予定価格という形で持って来られてるのか、その点はどうなんですか。同じ業者なのか、それから職員で全部やってるのか。

下水道課
長

積算につきましては、職員が全てやっております。

小野委員

いふ事はね、今回のこの低入札、最低価格基準価格より下回った応札が何社かあるという事ですのでね、それはやっぱりちょっと疑問があるように思うんですよ。その前の分についてね。今、制度的にこの契約、この工事を発注されて、予定価格を出されて、最低応札されたのが62%、(その1)も(その2)も同じ業者。(その1)については、全く今、施工されている龍田北幹線の第2工区ですね、これがその時の積算価格と同じで、これは何%で落札されたんかという事も、ちょっと手元にないんで分からないんですけど、その時はこういう事態というのとはなかったと記憶してるんですが、そういう方面での見方という事に対しては、どのように考えておられますか。担当課であっても、それから入札を執行された方、どちらでも結構です。町としてどういう考えをお持ちなのか。

助 役

北幹線の場合は98%の金額、約ね。今回は、61.9、約62%。最近、全国状況を見る中では、異常に低価格で入札しているという状況が非常に多くなっております。今回、町として職員が設計単価を持って入れた、設計金額。これを基に予定価格を設定。当然予定価格で施工していただくべきという事を思ってたところ、こういう事態が起こったという事でございます。と言いますのはやはり、最近競争性が多くなってきた、このように感じておるところでございますけれども、いずれにいたしましても、あまり低い単価で工事を行うという事に対して、我々は調査制度、いわゆる低入札価格調査制度を設けておりますから、調査をして参りたい、このように思います。従って、この最低、いわゆる低入札価格を下回って入れた業者について、この業者が施工可能となれば、その業者と契約していく、こういう事でございます。今ご指摘のように、北幹線は約98%、今回は62%、おかしいという事でございますけれども、最近の傾向は全国的に見て非常に競争性が増えてきた。前回は談合という事を言いませんが、今回においては、どの業者も他社より取りたいという認識で入札に参加している。これは我々としては非常に良い事であり、透明性が出てきたという事で評価をしておるところでございます。ただ、履行が出来るか出来ないかは、調査によって決めていくという事でございますので、その点ご理解願いたいと思います。

小野委員

助役さんのあげあしとって悪いんですがね、最近というのは、最近って言ったらいつなのかな、この北幹線がまだ一年もかかってないと思うんです、議会も一応承認させていただいた。ものすごくそれは素朴な疑問なんです。それから、確かに業者が企業努力してね、30%ですよ、それも6億の30%、そこまで出来るんだったらね、なぜ今まで、北幹線第2工区ですか、これがいつの議会で承認させてもらったか、まだ今年度、17年度やね、17年度でも後半の方だったと思うんですが、そしたら一年も経ってないと思うんですよ。だから、確

かにそれは、低入札価格による弊害をと言うんですか、もし公共工事だから出来なかったら、そこは契約したらやっぱり後々の事もありますから、こういう制度を取り入れてもらって、やっていくという事でしていただくんです。業者の方もそれは百も承知なんです。だから、当然その理由をつけて出てくるんです。それは結構なことなんです、自分にとったら。そしたらその一年前の同じような、その工事が同じじゃないです、同じように積算された、同じような基準に基づいて職員が積算された、それは98%ですね。だから、それ以上の、もう100%近い他の人が入札してくれた。その時は何社か知りませんが、記憶にないですけど、その10何社が、やはり98以上のものを出してきたからその98で落ちたんだろうし、今回、先ほどちょっと課長にこの62の次は68.6というような説明が、もっとやっぱり90近いのがいてたのか、その点もちょっと聞き漏らしてるんですがね、その点はどうなんですかね。

下水道課
長
小野委員

一番高い率で88%というような記憶がございます。

だからね、やっぱり10%の差はあるんですね、半年の間でね。6億の10%、最高の人ですよ。今の最低額を入札された業者については30%以上の差がある、あまり解せないなという気持ち。これはなんぼ言うても、この事についての契約について、議会として、誤解されたら困るんですけど、そうして町の担当者に設計どおりの事が出来るという、この事が出来るという確信があって、今度正式に出して来られるんだと思うんですが、そしたらもっと高く契約せい、という言い方は出来ないんですね、色々あると思うんですがね、それらもちょっと色々と考えていかんないかん事かなという事で、最低入札額のこれについては、議案として最終的に仕上げて、もしね、3日前には議案として出してもらわなあかん、その調査が完了した、出来なかった場合は、これは出してこないという事なんですかね、そこらはどう考えておられるのか。

助 役 出来るだけ早く調査を行いまして、9月議会に上程していきたいという努力したいと思っております。

小野委員 そしたら、このいろんな争点と言うんですか、審査さしてもらおうポイント、私はその低入札価格についての事になってくるんだと、正式に提案されたい。だから、出来るだけその点について、詳細なものをつけていただいて、出していただきたい、そのようにお願いだけしておきます。

委員長 浦野委員。

浦野委員 龍田北、今やってるとこね、奥村建設やってます。それが、先ほど助役が98%されたという事ですけれども、奥村は今回この2つの入札に関わられたんですか、関わられたとしたら、何%位でしたんですか。それと、何か65%と62%で前田建設という事で、先ほど小野委員が（その1）（その2）一緒に工事したらという事で、どちらも前田建設が応札したんかなという事で、両方取りますと会社にとってメリットが出るという事で、60数%というので、両方取りたいが為にかなり低価格にしたというのが分かってきましたけども、あまりにもパーセンテージが低いので、果たしてこの業者に任しいいものか、例えば雑な工事をされた場合、1年か2年でどっかがパンクするとかいった場合の保証期間的なものがあるのかどうかと、二点聞かしてください。

助 役 今回の入札に伴ない、現在施工している北污水幹線の業者が参加しているかどうか、両方とも参加しております。（その1）につきましては、約69%の入札をしております。（その2）については、約88%の入札をしているという事でございます。それと今回調査をしていく業者につきましては、我々といましては、この2点の工事に

つきましては、日本の最大大手が参加したという事でございますから、逃げていくという事は100%ないと考え、完全に施工するという事を考えております。しかし、工事の中身の状況が内容が変わるという事になれば困りますから、施行計画等を提出していただいて、そして例えばミニシールドにおけるセグメントの厚さとか、そんなもの全部提出してもらって、それを町としてチェックしてやっていく、そういう事を十分気をつけながら、設計の変化が絶対ないような施工をしていく、こういう事に努めて参りたいと考えております。ご指摘の保証とか、そういう事は考えておりませんが、当然保証しなくてもよい全国大手業者でございますから、適切な履行はしてくれると思っています。

委員長 他にございませんか。吉川委員。

吉川委員 まず発進立坑の関係なんですけど、先程も浦野委員ちょっとおっしゃったと思うんですけども、これここはパークウェイの道路建設と関係して来ますな。そこらの協議というんですか、話し合いというのはちゃんと出来てあるんですか。前には岩瀬橋の下の方へ仮橋をつけてやるというてたの、今度は昨日一昨日の委員会ではそれをやらないという事でやると。その立坑が完全にこれでパークウェイの道路建設との関係でいいのかどうか。工期見ても、548日言うたら1年半ですね。1年半またパークウェイの何が遅れるようなことのないようにですな、話し合いできてるんか。で、ちょっと私、前に資料もらってるんですけど、県の下水道の本管の深さですな、マンホールの深さは何メートルか、ちょっと教えて頂きたい。で、先程から問題になってます、安い事にこした事はないんですけど、やっぱりこんだけの大きなあれが出たらやっぱり心配はあると思うんです。せやからこれをやられるのにやっぱり設計者また監督とかですね、事前調査もされてます。私神南に住まいしておりますんで、特にのべ山の下庭、私自分で測ってないんでわからないんですけども、昔から色々工事やってもらっ

てる中で岩が多いわけじゃな。で、メーター数とかで決められるものではないとは思いますが、岩瀬橋から上流は900メーターで4億9千万円ですか。ほんで下は2,400万円、これは430メーターです。ちょっとは余計かかるなど、カーブも多いですし、岩が私はずっと出て来るんじゃないかと。工費というのには高くつくように思うんですけど、そこらの調査はちゃんとされてると思うんですけども、念のためにどういう、設計者が考え持っておられるのか、六十何パーセントでもいいけんのかという事で設計者は言っておられ、今、調査中なので答えられないかも知りませんが、ちょっとその点聞かせてください。

下水道課 長 まず一点目でございます。パークウェイの施工に関しましては、協議の方は十分つめておりますので、ご心配していただいている分につきましては、まず問題がないと考えております。そして、岩の状況でございます。これにつきましても、事前にボーリング調査で計画高さまでの部分の岩の状況とか、それらにつきましては、十分把握しておる状況でございます。そうしたことで施工は、それに対応した機械を準備しておりますので、十分対応できると考えておりますので、よろしくお祈いします。

吉川委員 県水の本管の。
 （「県水違う、流域や。」との声 ）

下水道課 長 流域下水道のろ過部につきましては、約13メーターだという事で確認しております。

吉川委員 設計、監督の方はこの金額について、どういう判断を、調査中なんです、答えにくいかと思うんですけど。

下水道課 まず、昨日入札いたしましたんで、資料の方は昨日夕方に届いてお

長 ります。そして今現在、発注設計書と積算資料、今提出いただきました発注設計書と比較調査している状況でございますので、先ほど委員さんおっしゃっている詳細にまた報告できるかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長 小野委員。

小野委員 先程は入札の事で色々聞かせてもらってましてんけど、ちょっと一点程、その1の分なんですけど、先程、吉川委員の方もおっしゃってるように、流域下水道への投入については、この今の発進坑のどこからちょっと赤が出てこの間が投入についての工事と解釈してよろしいんですか。

下水道課 長 はい、その通りでございます。

小野委員 それでね、同じくその1の方で県道王寺・三郷・斑鳩線の到達坑というものについては今回の工事の中に含まれてるんですか。これはもう何か既設のものがあって、そこ到達坑として使えるのか。

下水道課 長 到達坑としては新たに設置いたします。

小野委員 そしたら、その分についてどれだけの立坑あるのか、立坑の表示とかね、こちら書いてくれてあってあれかなと、それもやっぱり入れといてもうた方がいいんかなと。この説明、それやったらこの工事には到達坑というのは既設のもの使えるというような誤解もされます。その2の方での到達坑はあくまでもその1の方の発進坑ということですよ。流域へはその1の方の発進坑から少し町道の方へ入ってると。ここに流域下水道入ってるということで理解してますんで、ここに人孔があってそこへ投入するという事ですよ。

それと入札の事でもう一点だけちょっと助役さんに聞かせて頂きた

いんですがね、龍田幹線第2工区、この時の入札の状況で今の最低価格を応札してきている前田建設は参加してたんですか、してなかったんですか。

助 役 その資料は持ちあわせないんですが、前田建設工業入ってなかったように思うんですが、5社の記憶あるんですがね。ちょっと前田建設工業が入ってたかどうか記憶ないんです。以上です。

小野委員 今なんでそういう質問させて頂いたかというね、先程、今回のとこに今の龍田北幹線の落札者というか契約者が参加していて、先程から最近競争も厳しくやって頂いているという事で、助役さんは、その段階、龍田北第2工区を施工している業者が今回は同じような設計額、予定額に対して69%という応札率になってるという事で、あながちその前田建設、今度の最低価格入れてる業者にとっても、それはまあ裏目になるしという、二つ、両方やれば、ある程度ペイが出来るからという事ですて来られてるのか、それにしても30%以上、それが2つするか、例え1%でもペイできるというようなそういう問題では私はないと思ってますので。あくまでもやはりこの価格が言葉的にはちょっと悪いかと思いますけどね、龍田北幹線の第2工区の積算に私は甘さがあったんじゃないかとその様な感覚であります。また正式にどういう結末で、どのように議会に対しての、議案として提出されたその段階でまた色々話、感想聞かせて頂きながら、審議させて頂きたいとこの様に思います。

助 役 先程龍田北幹線の業者の関係なんですが、前田建設工業これ入ってました。申し訳ございません。その時は5社は間違いありません。それと今小野議員がご指摘によります、色々ご指摘されましたけれども、我々と致しましてはこの調査の段階において、前田建設工業株式会社による見積書これは提出して頂きます。見積書がどうなるかという事ですね、我々わかりますから、その中でもしも我々が問題ある点があ

ればですね、これは前田建設工業株式会社にそれを聞いていくと、それで是正してもらおうと。いう事にしていきたい。これ大体見積もりさえ提出してもらったら大体わかるんじゃないかなと、この様に思います。

小野委員　そしたらね、先程、浦野委員が質問した中でね、今のその龍田第2工区の施工されてる業者が今回のその1、予定議案のその1で69%の応札だったということなんですが、69%は低入札の基準に触れるというんですか、そのボーダーラインを上回ってるんですか、下回ってるんですか。

助 役　低入札価格基準価格より下回っております。

小野委員　そしたらそこまでの間に何社もありますので、その見積もりを今、一番最低の価格で応札された前田建設工業、取り寄せておられる。それをチェックする。仮にですよ、それがやはり無理だとこちらで判断されたら。その次、その次。そうした時に何社までいけばその低入札の制限に、入札価格に対しての制限に、線より上の業者が何社この12社のうち、そういう状態なんですか、今。

助 役　我々と致しましては、やはり最低入札価格、最低入札された業者で今調査をもって落札するかどうか、履行出来るかどうかを決めていくわけでございますけども、私はやはりこの業者というのは先程申し上げましたように、全国一の業者でございますから、先程申しましたように、十分見積書の中身をチェック致しまして、その点が一番問題だったんですよ。チェックをした段階においては設計どおりで見積もりしてるだろうと、この様に判断致します。従ってこの業者が履行が出来ないと認めた場合、次の業者という事、順番になるわけですがけれども、ほとんどこの業者で契約が出来るとはならないかなと、今のところそういう予定です。だから中身を見させて頂いて、ひよっとしたら次の

業者でいく可能性もございますが、次の業者、また次の業者ということでは、町としてはこうしたことは考えられないと思います。こうしたことになれば、再入札するか検討するというところでございますから、一番肝心なのは、やはりこの金額によって出来るかどうかを調査する、これが一番大切だとこの様に思います。

小野委員　　こういう制度を導入していこうという発端になったのは、法隆寺コミュニティセンターの60%でしたかね、あれね。予定価格の60%きったかきらないかという話の中で、十分気をつけて監督もしてもらいたい。特にあの物件につきましては、建築物ですから、同種か同等種というんですかね、の部材という設計になってますからね、それを落とす事のないようにという事で議会からも色々注文付けさせてもらって、無事建物は存在してますけれどもね、下水についてね、先程の事もある、国内、国外にも有名な業者ですから、そら名前かけても手抜きとかみすぼらしい成果品は上げないと、それはもう十分確信できるんですけども、それそういう事がある以上にその昨年度の龍田幹線第2工区しつこいようですが、これがどうなのかという事がまた疑問視されてくると私は思います。だから安易に、今後の積算にも十分気をつけてもらいたいなど。重ねてお願いしたいなど、この様に思いますけど。色んな見方でね、これ色んな住民の見方でね、こういう風な皆わかってくるんですから、そしたらこの龍田北幹線はなんやねんという事は当然素朴な疑問として出ますのでね、そこらをきちっと説明つくようにだけ私はして頂きたいなどそのように思います。何回も以上ですと終わらなあかんねけど、以上です。

委員長　　そしたら今、委員からご指摘ありました様に、低入札という事で一部不安があるという事、まずそれに対して十分な調査と確認をして頂きたいという事を更にお願ひしておきます。次に先程の説明にもありましたように、その2について進めていきたいと思ひます。

(3) 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結

について（その２）の説明を求めます。 谷口下水道課長

下水道課長 それでは、平成18年度、斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その２）のご説明をさせていただきます。

お手元資料4をご覧くださいませでしょうか。工事名は、斑鳩町水質改善下水道事業第11処理分区神南汚水幹線工事で契約の方法は、制限付一般競争入札、工事場所及び工事概要につきましては、稲葉西1丁目地内岩瀬橋西詰め町道502号線から竜田川右岸町道501号線を南下し、町道503号線へ向け神南3丁目地内、塩田橋西詰めまで施工する工事でございます。路線延長といたしまして約430mでございます。裏に付近見取り図および詳細図を添付しておりますのでご覧頂きますようお願い致します。そして、内容といたしましては、泥濃式小口径シールド工で口径1,000mmを施工する予定でございます。工事期間につきましては、議決後、548日を予定いたしております。昨日、8月22日に郵便による制限付一般競争入札を執行した結果、低入札調査基準価格を下回ってございましたことから、低入札価格調査を実施しているところでございます。調査対象者は、前田建設工業株式会社奈良営業所で価格は消費税込みで2億4,465万円であります。なお、予定価格に対します割合につきましては、約62%であります。調査の結果、適合した履行がされると認めた場合、当業者と仮契約を締結することとなるわけでございますが、同一会計年度に同一事業を同一業者が連続した場所において、工期が重複又は継続する工事を施工することとなりますことから、諸経費を再計算致します。税込みで2億3,385万4,950円で、9月定例会に上程させて頂きたいと考えております。

以上、簡単でございますが、9月議会定例会に提出を予定しております、平成18年度、斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その２）のご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただけますようお願い致します。

委員長 説明が終わりましたので、先程この件につきましてははるる質問頂きました。また追加の質問があればお聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 次に、(4)平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その3)の説明を求めます。 谷口下水道課長

下水道課長 それでは、平成18年度、斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その3)のご説明をさせていただきます。

お手元資料5をご覧くださいませでしょうか。工事名は、斑鳩町水質改善下水道事業第13処理分区第14工区-2工事で契約の方法は、指名競争入札、工事場所及び工事概要につきましては、五百井1丁目地内イツボ川沿いに町道403号線を北に向け、法隆寺南1丁目並松商店街南側まで施工する工事でございます。路線延長と致しましては約200m、その内容と致しましては、小口径泥濃推進工法で口径300mm、また取り付け管推進工を7箇所施工する予定でございます。工事期間につきましては、議決後、183日を予定致しております。昨日、8月22日に郵便による指名競争入札を執行致しました結果、株式会社青山組代表取締役青山雄之が落札致しました。8,494万5千円で契約の議決をお願いする予定でございます。

以上、簡単ではございますが、9月議会定例会に提出を予定しております、平成18年度、斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その3)のご説明とさせていただきます。よろしくご審議頂きますようお願い致します。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

小野委員 この応札額は何パーセントですか。

下水道課長 約93%でございます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 以上、9月定例議会に提出予定の議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

ここで一旦休憩をとります。11時10分まで休憩を致します。

(午前10時54分 休憩)

(午前11時10分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、各課報告事項について、(1)平成18年7月19日の梅雨前線豪雨に係る公共土木施設等の被災報告について報告を求めます。

加藤建設課長。

建設課長 それでは各課報告事項の(1)平成18年7月19日の梅雨前線豪雨に係る公共土木施設等の被災報告について、ご報告申し上げます。

本年7月19日から同月21日の梅雨前線によります豪雨で、道路並びに農地に被害が出ました。その被災状況についてご報告申し上げます。

資料7で建設課にかかります公共土木施設と観光産業課にかかります農地の被災について、一括して報告書に取りまとめさせていただいております。また、その場所について、位置図で番号及び色分けをして示させていただいております。なお、19日の降雨量につきまして

は、午前8時から午前9時の間で最大1時間雨量は、25ミリでございました。

まず、建設課にかかります被災状況についてご報告申し上げ、引き続き観光産業課長の方よりご報告をさせていただきます。建設課にかかります被災報告でございますけども、表の上段部分①町道145号線、白石畑自治会にある部分ですけども、それと②町道252号線、東里、それから③町道544号線、龍田ネオポリス地域内にありますの町道3路線で、路肩の崩落が2件、法面の崩落が1件の計3ヶ所でございます。これらの復旧につきましては、土のう積み工等で、現状回復を行うこととしております。

以上建設課にかかります被災報告でございます。

観光産業課長 続きます観光産業課に關します農地被災状況についてでございますが、一覧表にまとめております通り、白石畑地区他3地区におきまして、18件ございました。

主な内容といたしましては、農地畦畔の一部が滑落等によるものでございまして、表中の被災規模として示させて頂いている通りでございます。また、復旧方法についてでございますが、今回の状況は、比較的の小規模であることから、農家の方々の意向でございますが、自力復旧を行うという事で聞いておりまして、町といたしましては資材の支給、木杭、土のう袋、により、支援を行って参りたいと考えております。以上でございます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。小野委員。

小野委員 今、観光産業課の方は復旧方法について、自力復旧で資材の支給という事なんですけど、そしたら建設課の方はどのような復旧方法なのか、予定なんですか。

建設課長 業者発注になります。従って今現在、積算を行っているところでございます。現場につきましては、緊急的に応急的な処理をしている状況でございます。

小野委員 という事は、番号で言うと①と②、土のう積み工だけでは復旧は出来ないという事と解釈してよろしいんですかね、その点はどうなんですか。

建設課長 そこにあげさせていただいてます通り、復旧方法として土のう積み工で対応させていただく事になると思います。当然木杭等打ち込んでという事です。

小野委員 土のうだけで町道、現場を知らずにものを言うんですけど、路肩の崩落ですから、もともとから何もなかった所で、法面だけで崩落していると。それを土のうを積上げて、復旧だけで、それが仮復旧でなく、本復旧の状態でいけるという事で解釈していいのか、この際、隣地の方の同意を得ながら、やはり擁壁工をやっていくのか、それらについては、どのような復旧方法という事で解釈された、3つともあれなんですけど、ちょっと説明してください。

建設課長 まず①の町道145号線と②の252号線につきましては、現状、里道町道という道路でございまして、現状見た目ではほぼ農地のような、畦のような感じでございまして、①、②につきましては土のう積み工で対応できるかなという風には判断しておりますけれども、地元の意向もちょうと話では、ブロック積み工等の話もお聞きしておりますけれども、町としてはこの工法でやっていけたらなと考えております。それから、町道544号線、これは龍田ネオポリスのちょうど一番北側、住宅地図北側部分に小川が流れております、小さい川が流れてございまして、その部分での崩落という事で、現状見まして緊急的にどうこうという事はないんですけども、現在応急的な処理いたしてお

りませんけども、これにつきましては、これに書いておりますように、張りコンクリートと土のう積み工でやっていきたいという風に考えております。

小野委員　　これ、被災規模で2メートル、高さがたっば2メートルの土のう積み、252号線については、畦道的な町道であるからという事も理解はするんですけど、こちらの方は龍田北6丁目、ネオポリスの所でしたら、2メートルの高さを張りコンクリートという名称、張りコンクリートというのは吹き付けみたいな感じになるんか、擁壁ではないという解釈なのか、その点どうなんですかね、どういう、張りコンクリートというのは。普通、張りつけコンクリートという感じで見さしてもらってるんですけど、分かりやすく説明してください。

建設課長　　先ほど言われましたような、吹き付けと言いますか、そういう形での処理になってこようかと思えます。

小野委員　　結構です。

委員長　　他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長　　次に、(2)都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例による区域指定について報告を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備課長　　それでは、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例による区域指定について、報告を申し上げます。

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例に関しまして、平成16年8月に開催されました建設水道常任委員会におきまして、条例の策定手続きが県において進められていることにつきまして、ご報

告をいたしておったものでございます。当条例が平成17年1月1日より、施行されたところでございます。なお、当条例の内容につきましては、お手元の資料番号8、パンフレットでございますが、「市街化調整区域における新たな開発許可基準の策定について」という資料としてご用意をさせていただいております。

本区域指定に関しましては、今年の6月、当委員会におきましても、状況確認という事でご質問いただいております際、調査しております結果、3地区程度が条例要件に該当するという事で、指定にあたっては地域の皆様のご意見を伺いながら進めてまいりたいとお答えをさせていただいていたところでありました。先月、開催されました都市計画審議会並びに農業委員会におきまして、3地区におきます区域指定の案の報告を行い、ご意見を賜りました。その上で地区の自治会長さん、地元の農業委員さん、また地元の住民の方々と協議を行ってまいったところでございますが、結果といたしまして、3地区いずれも、地元として、区域指定の必要はないという回答がございました。このことから、今回は、区域指定は行わないという事を報告させていただきたいと思っております。

なお、今回最終的に、地元合意には至りませんでしたけれども、将来、当地区から区域指定を行ってほしいと要望もございました場合、改めまして県への案の申出は随時行うことができますことから、あらためて区域指定の手続きを進めていくということは可能でございますので、地元の皆様方に対しましてもそのようにご説明申上げ、ご理解をいただいているというところでございます。

以上が、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例による区域指定についての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。小野委員。

小野委員 課長のあれであまり理解うまいことしなかったんですが、申し訳ない、変な質問するか分かりません。町としては、農業委員会と都計審とで一応町内で3箇所をピックアップして、この今の区域指定を受けた方が、町のこれからの状況でいいんだろうという事で提案された。それは農業委員会も農業委員の中でも都計審の中でもそういう形であった。そして最終的に地元住民への説明会を行ったところ、3箇所とも必要なしという事で、地元という考え方なんです、地元住民という考え方で、地元住民の方が町の機関ですよ、都計審にしても農業委員会にしろね。まして市街化調整区域の方からこういう、都市計画法に基づく開発許可に関する条例、それに基づいて3箇所ピックアップした中で、地元住民の方がどれ位理解されたのか、また地元住民の方がどういう意見で、総意でされたのか、全員がそんなもんいらんで、と形でされたのか。そういう事で、ええでと言われたら、やっぱりこれは町の行政として、出来ないんかどうか。農業委員会にしろ都計審にしろね、やはり町全体のことを色々審議していただいている方の機関ですから、そこらで満場一致でそうして、この3箇所という事でピックアップされても、何回くらいの住民説明会で住民へどんだけの理解をしてもらったかという事で、断念するという、そういうものでいいものなのかという事の、ちょっと疑問あります。だから、制度的に地元の住民が総意で、いやもうええで、と言われたらそれはしない、そしたら農業委員会とか都計審が斑鳩町全体のことを考えて、もちろんそのピックアップされた所からも、その中にも都計審のメンバーがおられるだろうし、農業委員の方もおられると思うんです。そしたら、その人らにとったら、町全体のことを考えてるのに、地元が理解が示されないのがだめだというのはちょっと簡略的すぎないかなという懸念はあるんですが、その点はどのように考えておられますか。

都市整備課長 ただ今ご質問いただきました件についてお答えさせていただきますと、まずこの制度でございますけれども、あくまでも市街化調整区域内における基準ということでございます。基本的には市街化調整区域

ですので、市街化を抑制するという地域でございます。その中でこういった制度が今回創設されたわけですけれども、都計審、農業委員会の方にもご報告を申し上げてる中では、この制度を利用するにしても、出来るだけ狭義に扱いなさい、という事で区域を設定するにしても、あまりむやみに広げるなといったご意見もいただいております。そういう事でございまして、基本的にはその考え方を聞かせていただいた上で地元の方に入らせていただいたわけでございますけれども、地元の方には自治会長さんや自治会の役員さんの方々、あるいは住民の方々に、地域によって違いますけれども、説明をさせていただきましてご理解をいただいた上で、ご判断をいただけたという風に解しておりますけれども、地元の中で何名の方が具体的にどういった意見でお断りになられたのかといった事はちょっと確認できておりません。それと、ちょっと説明が遅れて申し訳ございませんが、パンフレットにも書かせていただいているわけですけれども、あくまで、このパンフレット、このページですね、手続きの流れをちょっと示させていただいてるんですけれども、ここで少なくとも住民の合意形成、これがまず大前提という事になってございます。この辺は都市計画審議会あるいは農業委員会にもご理解いただいた上で手続きの方は進めさせていただいております。その上で住民の方々が、今回は区域指定をする必要がないと。最初の説明で申し上げましたように、今後また地元の中で、やはりこういう制度を活用していきたいという風なご意見がまとまりましたら、改めまして申出ていただくと。その段階でまた再度懇談をするわけですけれども、手続きを進めさせていただくという風なご理解をいただいた上で、今回、不調になったという事でございます。よろしく申し上げます。

小野委員 課長のその意味は分かるんですが、そして都計審にしろ、狭義に解釈してほしいという意見をつけながらですね、先ほどの最初の説明では3箇所エリアをピックアップされたという説明ですので、機関としてピックアップされた。当然、これに書いてるように、住民との合

意形成が必要ですよという事で、そうしていかれた。だけど、都計審の方とか農業委員の方たちは、それらを全て承知の上で、斑鳩町の中で3箇所ピックアップという形をとられたんだと思うんですが、それはこちらの方から、この場所はどうか、この場所はどうかじゃなくて、同じところ3箇所が挙がったのか、そして、いや、こちらからこの場所とこの場所がこの条例を適用すればいいように思うんですが、という提案をされたのか、そこらがどのような審議があったのか、農業委員会とか都計審でね。私はそこらで一応機関決定されたんだ、それをもってマニュアルに従って、住民合意を図るために、町側が出向かれた。その結果、ダメだという事だと私は理解しとるんやけどね、やはり、ある程度農業委員会とか都計審、これは調整区域の開発という事に対しては、一番提案していくべき町の機関ですから、こういうところでこういう話が出てますという事を十分に理解してもらいように説明するべきではないのかな、当然そういう事しておられると思うんですけど、やっぱり粘り強くそういう事をしてもらいたいなという事で、あまりにも受身になってないかなという事でちょっと懸念しておるんです。その点について、感想お聞かせください。

都市整備
課長

今、委員おっしゃっていただきましたように、こういう制度の適用という事で、今回この3地区は私どもの方で、この要件に合致する区域はないかという調査をいたしまして、この3地区が要件に合致するんじゃないか、という事で都市計画審議会等に諮らせていただきました。農業委員会も同様でございますけれども、その中で、先ほど説明させていただきましたように、狭義という事と、それと都市計画審議会におきましても、今後この3地区において、地元と協議をさせていただいて、合意が図られない場合については、すぐさま区域指定という事にはならないというところをご理解いただいで上で、進めさせていただいて、というところでございます。よろしくお願ひします。

小野委員

私の意図するというのがちょっと難しいというか、ちょっと説明不

足もありますので、そして町側からね、町の担当の方からそうして決定するというか、そういう事に審議していただける農業委員会また都計審、提案されたという事で、今度住民へそうして、そこでもおかしいで、というような意見じゃなくて、住民との合意形成を図る、それからこの条例をあんまり拡大解釈しない、いろんな、言葉的には正しくないわけで、化けるとかそういう、色々な問題ありましたから、そういう事に悪用されないような協議の取扱いで頼むという事を、当然、その機関としておっしゃってるんだと。その上で町からの提案されたエリアを、そしたら一回住民合意を諮ってくれという事なので、何回もそうして住民に理解していただく努力をされたと私は思うんですが、今こうして議会に報告してもらって、以前からもこういう事も聞かしてもらってるんだと思うんですが、議会として聞かしてもらって、後々これで終わりやという事は課長も説明してない、それは分かるんですが、粘り強くそういう区域指定が必要という、住民にも理解してもらえるように頑張ってもらいたいと、あえて申し上げたいんですが、それはもうあくまでもある程度の期間内で、今度は住民からそういう話があるまで、こちらとしてはアクションを起こさないんだというのか、いややっぱり粘り強く話を持っていくというのか、その点はどうなんですか。

都市整備課長 今回の区域指定案につきまして、地元で色々ご相談も申し上げている中で、やはりいろんな地元は地元なりの実情に応じた問題等もあるという事で聞かしていただいている面もございます。具体的な内容としては聞かしてはいただけてないんですけども、そういった事もございますので、やはりその状況の中で、こちらの町の方から積極的に再度、この指定の申出をしなさい、合意形成を図りなさい、といった形の動きはとらないという風に考えております。

小野委員 住民の中にでも、やはり指定をしてもらいたいという方も何名かおられると思うんです。だから、それは自治会長なりいろんな役員さん

に話を聞いて、やはりやめとこという、まあ言うたら前向きな方法なんですね、しかもきちっとした制度に則ったやり方なんですね。だから、それこそ全体の住民の意見を、きちっとしたもので取るべきだと、私は思います、私は思いますという事だけで。どういう説明会をされて、どういう具合にされたか、それは担当としてはしっかりされたと認識してますけどね、あっさりとして引き下がるものではないんではないか、私はこういう制度を出来てきてるというのをもっとPRして、町全体の発展というか、この主旨をしっかりと理解したら、やはり町の担当としては、積極的にやっていくべき、そのように思います。住民の合意がないからと言って、住民全体の合意が得られるかどうかという事は、これは100%無理です。だから、そしたら住民の合意がなかったらそのまま過ごしていくというのは、私はあまりに簡略的で行政としては好ましくないと、そのように思います。今はこれ、報告いただいているだけです、これはまた形を変えて色々とまた議論をさせてもらいたい、議員として。そういう事で終わっておきます。

委員長 ほかにございませんか。

 (な し)

委員長 次に、(3)斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業について報告を求めます。藤川都市整備課長

都市整備
課長 それでは斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業について、報告を申し上げます。

 今年2月の本委員会におきまして、既存木造住宅の耐震診断支援事業に関しまして、実施要綱及び事業の内容につきまして、ご報告をさせていただいておりましたが、その後、実施要綱につきまして4月1日より施行をいたしておるところでございます。なお、本事業の内容につきましては、資料番号9といたしまして、お手元の「斑鳩町既存

木造住宅耐震診断支援事業のご案内」という標題の白色のパンフレットをご用意させていただいておりますのでご覧頂きたいと思います。

まず、本事業の現在の進捗状況でございますが、今年6月12日に、国の住宅・建築物耐震改修等事業費補助金の交付決定を受けまして、募集期間を8月1日から8月31日までの1ヶ月間、募集戸数を20戸といたしまして、現在、募集を行っているところでございます。なお、事業の広報につきましては、8月1日発行の町の広報誌に、パンフレットのはさみ込みを行いまして、各戸配布をいたしております。また、町のホームページにも、事業の案内を掲載しておりまして、周知を図っているというところでございます。

続きまして、応募の状況でございますが、本日までに募集戸数を上回ります合計21件の申込をいただいております。そういう事から今後まだ期間も若干ございますことから、今後、公開抽選により、助成対象者を決定するという事になる見込みであります。

以上が、斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業についての報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。よろしいでしょうか。吉川委員。

吉川委員 この制度はずっと続けられるのでしょうか。続けてもらえるものか。

都市整備課長 この制度につきましては今年初めてですけれども、必要な期間、続けていく事になります。

吉川委員 今、こうして募集してもらって、申し込み件数がオーバーしてるんで、抽選か何かでやられると思うんですけど、今年はこれでもう終いですか、年にいっぺん位の予算を組んでやっていかれるのか、みんなの動向を見て、それから考えられるのか、それだけ。

都市整備課長　この制度は国及び県の補助を受けながら施行する制度でございます。今年は今現在では、この申し込み状況もございます中で、一回の予定という事でございますが、その状況にもよりますので、また判断をさせていただく必要が出てくるものであろうかという風に考えております。

委員長　小野委員。

小野委員　今のに関連してなんですが、これは予算委員会でも色々議論させてもらったのかなと記憶があるんですけど、国、県からの補助金制度が出来た、だからするんだと。その金額について、色々委員さんからいろんな意見が出たと思う。その時の事を一回見てみる必要もあるのかな。それで、応募者が予定者より多いという事が、そういう事象をつかまえてね、町としては今後、国や県が補助金を出せないとなってきた時にどうするか、という事です。だからもう、すぱっとそれがなくなっただけとかいう事でやめてもらっては、ちょっとやっぱり困るかな、今多いという事でね、オーバーしてる。だから、是非とも応募者がある限り、それは予算で動かなければいけないので、抽選という形でもれた方は待ってもらわんなんという形、そういう確立、この主旨がね、あの時も色々、いろんな主旨を述べていただいた。やはり、何とか財産守るためにね、それからこんな事言ったら失礼やけど、耐震診断を受けたい、とてもじゃないけどもたないような建物、私の家も含めてやけど、そういう事によって町内が混乱する事を避けるという意味もあるというような、そういうニュアンスでもお話を聞かしていただいたと私は思ってるんです。いい事をやっていくという事については、もちろんお金の事も考えていかないといけないんです。だから、国、県からの補助制度がなくなったらすぐやめるとかいう形では、私は斑鳩町の行政としてはちょっと貧弱じゃないかなと思いますので、是非とも、診断受けようとしてる数がオーバーしてる限り、ある限りね、何とかやっていってもらいたい、そのように思うんですが、担当の課

長、今の段階では課長がそういう答弁しか出来ないんですね。だから、町全体として、どういう具合に将来的に考えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

助 役 この制度は、最近耐震についての色々問題が起こっております。そういう事に対する対抗処置でございますので、国、県の助成がなかったというようなことは別として、やはりこういう申し込み、また耐震診断をして欲しいというような状況になれば、その状況を見ながら町としてはやはり進めていかなければならない、このように考えております。

小野委員 ほん最近ですね、奈良新聞の一面にも、斑鳩町のこういうような姿勢という事で載ってましたので、上だけ見て中身はしっかり読んでなかった、あの時の話やなと思います。まだほん最近だと思うんです。なぜ奈良新聞に、今こうして斑鳩町がやってる、2、3日前やと思います。そうして載せられたのかちょっと、タイミング的なあれかなと思ったりもしてるんですけど、課長からの報告を受けたら、多いという事で、何とか住民の思いを受け止めていってほしいと、そのように思います。意見として申し上げておきます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 次に、(4) 斑鳩町町営住宅入居者の移転について報告を求めます。
加藤建設課長。

建設課長 それでは、(4) 斑鳩町町営住宅入居者の移転について、ご報告申し上げます。町営住宅入居者の移転についてでございますが、現在あります町営住宅のうち、興留2丁目の正隆寺団地並びに興留東1丁目

の興留東団地について、建設年度が正隆寺団地が昭和28年に建設、既に53年が経過しております。また興留東団地につきましては、昭和32年に建設されておりました、既に49年が経過しております、都度、補修等は行ってきておりますが、両団地とも老朽化が進んできている状況でございます。

この団地には、現在、正隆寺団地には2世帯、興留東団地には15世帯の方々がお住まいになっておりますが、老朽化が進む団地の住環境の改善が必要なことから、以前、現地建替え等も色々検討を行いましたが、敷地面積が狭く高度利用が図れないことや、団地への進入路が狭く、道路拡幅等の改善について、周辺居住者の移転や工事費の問題が大きく、解決に時間を要することも予測されるため、他の団地へ移転していただくことで、住環境の改善を図ってまいりたいと考えておりました、現在お住まいになっておられる方々に対し、他の団地で空き部屋が出来次第、順次移転していただくことをご説明を申し上げ、意向を確認させていただいているところでございます。今後、入居者の方々に安全で安心して生活していただくため、移転についてご理解をいただけるよう進めてまいりたいと考えておりました、経過につきまして、当委員会にも報告をさせていただきたいという風に考えております。

以上、(4)斑鳩町町営住宅入居者の移転についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたい事があればお受けいたします。

小野委員 正隆寺と興留東の老朽化してる、昭和28年、昭和32年。結局今まで補強してきたけど、無理だという事と、それから今の基準に合うように建替えは、道路とかの接道関係は無理だという事は十分分かります。そしたら、これは用途廃止せないといけない状態だと解釈していいかどうか、それと、この興留東団地、15所帯の方が入居してい

ただいてるという事なんですけれども、いつ頃からの入居者なのか。例えばストック計画で色々議論した時分以後の入居者はないと思うんですが、それらの点もちょっと明確にしてもらいたいなど。今、口頭でもらうという事もあれやけど、あるかないかというのを判断できるんやったらそれで結構だと思うんです、細かい入居者ではなくてね。ある程度の時から入居者募集してない。私、今これを質問しようとしてる主旨分かってもらえるとと思うんですよ。新しい方へ、他の団地への移転を優先的にやっていこうという事だと思うんです。そしたら、空き部屋待っておられる方、いつもたくさんおられますし、そしたら何か今まで古いところにおられた方が、優先的にするのが、町営住宅である以上、家主としての町はね、それはそういう取扱いしていったり前なんか分からんけど、あくまでも町営住宅として空き部屋待っておられる方がたくさんおられる。そういう事との、どういう説明をつけていこうとされるのか。それらの事で色々と、ただ単にこの方たちが老朽化してるから、他の、例えば長田とか目安北団地とか空いたから、その人たちに優先的に入ってもらうんだという事では、ちょっと私は他に待っておられる方、まして空き部屋ができた段階での募集の時に、いろんなこの委員会でも、議長もずっと言うてるように、何回か抽選で外れた人には優先的に入れられるようにはできないのか、というような意見もあるなかで、どういう風に考えていかれるのかなというのを、ちょっとお聞かせ願いたい。

建設課長 今のご質問でございます。まず、現在入居されている方が入居されてどの程度の方々かという事でございますけれども、一番古い方でもう入居されて49年、新しい方でも既に入居されて28年が経過しているという状況でございます。それから、先ほど言われてます用途廃止の事についてでございますけれども、これについて、当然跡地の利用方法について、土地利用について、十分そういった事を計画した上での、進めていくべきだろうという事も十分承知しておる中で、財政担当課とも協議を進めていきたいという風には考えておるところでござ

ざいます。一般公募と優先、こういった方々たちを優先するという事については、実際あの場所であのまま住んでいただければ、興留東、正隆、そのまま住んでいただければいいわけなんですけれども、いろんな住んではおられないんですけど、屋根が落ちてきたりという建物もございます。そういった非常に将来的に今後、地震とか台風とかでの被害というのも懸念される事から、出来ればそういった方々をまず優先して、他の団地へ移っていただけたらという風に、担当課としては考えておまして、そういった状況で住んでおられる方の今現在の意向を確認をさせていただいております。ただ、小野委員も思っておられる、住み出されて何年という事も聞かれた部分があるかと思えます。かなり高齢者の方も多く、なかなかすぐに移っていただくという状況ではない事は、意向を確認をさせていただく中で、そういった状況の事を言われているという事は承知しているところでございます。

小野委員　もう一点だけちょっと確認したい。目安北団地ですかね、最近一番新しく出来た町営住宅。あそこへ新築するにつけて、どの団地とどの団地の方を移転先という具合に計画されたのか、その時に正隆寺というのかな、これ、興留東があったんじゃないかなという記憶があるんですが、あそこについては、どことどこを基準にしてたのか、もう一回示してください。

建設課長　興留団地と五百井団地の方々に、対象にさせていただきました。

小野委員　結構です。

委員長　他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 次に、(5) 観月祭について報告を求めます。 今西観光産業課長。

観光産業
課長 観月祭についてでございますが、太子ロマンの里観月祭の開催について、報告させていただきます。

本年で13回となります、太子ロマンの里観月祭を9月22日(金)午後6時30分より上宮遺跡公園で開催する予定で、現在準備を進めております。お手元にチラシを提出させていただいております。ここに書かせていただいておりますように、本年の演目といたしましては、能楽「杜若」、狂言「佛師」、仕舞「難波」、「夕顔」、「融」を予定しております。また、入場券につきましては、昨年から前売券の販売をさせていただいております。引き続き本年度も前売を1,000円で販売させていただきます。当日の入場料を1,500円として開催させていただきます。議員の皆様方には、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたい事があればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(6) いかるがの里ふるさと秋祭りについて報告を求めます。今西観光産業課長。

観光産業
課長 いかるがの里「ふるさと秋祭り」でございますが、昨年は降雨のため午後の龍田会場のイベントは中止となりましたが、実行委員会をはじめ、関係者の皆様方のご協力によりまして、雨天にはなりましたが、盛大に開催することが出来ました。

本年のいかるがの里「ふるさと秋祭り」でございますが、4月の実行委員会によりまして、本年は10月14日土曜日に法隆寺観光自動車駐車場と、県道法隆寺門前線、また龍田神社前で開催をすることを

実行委員会の方で決定されたところです。開催内容につきましては、実行委員会で協議されているところをごさいますて、現在のところ大筋といたしましては、法隆寺、龍田地区の太鼓台8台が法隆寺観光自動車駐車場の会場へ集合し、巡行していただく事となっております。また、昨年に引き続きまして、幼稚園、保育所の手作りみこし6台と自治会の所有していただいておりますみこしの参加をしていただき、巡行していただく予定となっております。またその他のイベントや出展等の計画につきましては、現在のところ実行委員会で調整・検討していただいているところをごさいます。

報告とさせていただきます。よろしくお願ひします。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終了します。

続いて、その他について、各委員より質疑ご意見があればお受けいたします。

吉川委員 平成18年度の特に5ヶ年計画をされている道路の建設、またそれらについての見通しについて、お願ひしたい。まず一点。

建設課長 平成18年度におけます道路整備5ヶ年計画路線についての進捗状況という事をごさいますけれども、まず町道205号線、通称ゴルフ

道でございますけれども、これにつきましては、現在地元と調整を行っているという状況でございます。それから岡本循環道路、岡本集落の巡回する道路でございますけれども、これにつきましては、現在1件の方の補償について先月合意に至ったところでございまして、今後立会等を進めていきたいという風に考えております。町道150号線、152号線、龍田1丁目地内の道路でございますけれども、町長も出向いて行っていただいたところでございますけれども、今現在、前回と状況は変わっておりません。ただ、今日28日にまた地権者の方とお話、という事で努力をしていきたいという風に考えております。町道407号線につきましては、三代川右岸堤防の部分でございますけれども、これにつきましては、現在、測量設計が完了するところでございまして、事業着手、工事の着手に努めて参りたいという風に考えております。それから町道437号線、大和川の堤防線でございますけれども、これにつきましては現在、国交省、大和川工事事務所と設計協議を行っておるところでございます。また合せて地元のPTと、進め方について種々協議をさせていただいているという状況でございます。以上でございます。

吉川委員 計画されてる路線ですね、特に合意を得られてる路線についてはね、やっぱり設計等、早くやってですね、地元の都合で田んぼ植えてあったりしたら出来ないんで、田んぼがとれたらやるというようにも聞いております。だから、とれた時には工事にかかれるように、準備を万全を期してもらいたい、こう思います。やはり予算を組みながらですね、これが出来ない、なんぼでも遅れていくという事では困りますんでですね、忙しいとも思いますけれども、鋭意努力していただいて、計画している路線に全力を投球していただきたいと思います。1点目については終わります。

2点目についてなんですけれども、6メートル計画道路の買収についてでございます。現在、町の方ではですね、町で6メートル計画道路として位置付けられておられる路線について、実際にどういう考え

を持っておられるのかね。私は前にもセットバックしていただいているから、買収をしてほしいという事で何べんも申し上げ、してきたのに、一向に買収されない。何の為に計画をされているのか。今になったら、これは私は調べられませんので、本人の言うておられるわけなんですけど、私は、私はというのは本人なんですけども、一時そこは道路とみなして、税金は免除してもらってたけども、いつになってもやってくれないし、自分で舗装したところは、車が来て舗装が潰れてしまうから、私は石を置いた、今はもう税金も払ってます。とこうおっしゃってるわけ。こうなってくるとですね、進む工事も進まないわけです。今度町が仮に頼みに行っても、やっぱり相手の都合の時にやらないと、向こうから本人から、セットバックしてやってくれるというのは少ないわけなんです。確認申請では4メートルの道であっても、中心から2メートル引きますという事を出してはる。もう終わってしまうと元へ戻してはる人もあるわけ。この方はちゃんと引いてくれてはるわけ。そういう方については、私はどうであっても、町の方で話を続けてもらって、値段の合わないとか色々あったら別ですけども、私はやっぱり話はしに行くべきだと思う。町としてどう考えておられるのかお聞かせ願いたい。ついでにもう2つありますので、お願いしたいと思います。

各工事を行い、神南の場合も竜田川改修について、色々な意見ある中で同意をしてきたわけなんです。堤防の上は6メートルにしますという事を文書でも謳って、神南から要望した事については、やりますという事をおっしゃってるわけ。ある区間については、今更どないも出来ないんで、その代わりにこういうものをやってもらう。しかしまだ、はっきり言って大和川との合流点のところ、特にあのあそこについては、安堵王寺線にかかっているわけなんです。将来どっちやみち買わんないかんわけなんです。それが、いい話になってるかなと思ったら、その後何の音沙汰も何にもないわけなんです。今こういう努力してんねけど無理やとかね、こちらから言わんとですね、やってくれないわけ。だからもっとね、各工事終わって、これ今パークウェイやっ

てもらわねえんですけれども、小吉田地区、今年で何か終わるらしいですけども、だから稲葉もあります、この間も質問させてもらいましたけど、やっぱり地元と合意した点については、率先して私はやっていくべきだと思うんです。それをやらないから、なんぼでも斑鳩町の事業は他の何でも皆遅れていくわけなんです。やっぱり約束したことについては、私は完全に履行し、どうしても出来ない点については、やっぱり話合いで解決していくように、私は努力をすべきだと思いますんで、この点についてどう思っておられるのか。

それから、もう1点は町道認定の土地にですね、してあんのに税金がかかるところがある。これについてはですね、もうこんな10年どころやないと思うんですけど、私がせんど頼んで底地を整備してもらおうという事で、わざわざ一人の方を専門的に置いてもらって、整備をしていただいているわけ、未登記の時の整理という事で。私も気が付かなかったわけなんですけど、神南4丁目でも町道になってあるのに、その方は税金を払っておられる。その方もはっきりとは知ってんならいかん、と言ったら言葉語弊になるか分かりませんが、お父さんの時代からの何で、分からなかった、今やっと分かった。そういう土地がですね、斑鳩町に他にないんかどうかね、私はもっと真剣に考えるべきだと思うんですよ。道は提供せい、町道には認定したけども、その土地に本人が税金かけんなんような事ではね、前に神南でも一緒や。私、話して、税務課とも話したら5年間しか返せませんという話。税金、その方に失礼やけど、農地だったので少なかったわけですけども、そういうところがないようにですね、私は今はないと思うんです。私は町道認定の時にいつもそれは確認してますんでですね、あつてはまた困ります。ないとは思いますが、前の件についても、私は是非、調べてもらって、町道認定うってあるところについては、やはり町有地に寄付してもらおうというのか、話合いで決めてもらって、私は完全な町道にすべきだと思う。私この件については、もう何十年間も言ってますねん。町道出来上がって喜んでたら、そこへ個人の方が自分の車入れるのに、大きな。この事についても、場所まで指摘し

て一般質問もしましたし、委員会でも何べんも言うてます。それが未だにそのままですが。だから、私含めて皆さんが、議員さんが一生懸命に言われて、返事はいい返事いただいてまんねん。努力とはこういうものやという事も、私は字引き引いてきて一般質問で言うてまんねん。しかし、もう終わってしまうと、本当にやってくれてんのかなと思うような事で終わってんのが多いわけなんです。それでしんたいせいとか言われても出来ませんが。私も初めはあんまりこういうような事言わなかった。しかし今、何十年間もやらしてもろて、同じ事を何べんも繰返して言うてるわけ、また吉川言うてるわ、というような事ではないと信じたいけど、そう思わざるを得ないような、斑鳩町の状態です。その事について、3点申し上げましたんで、簡単で結構ですので答弁いただきたい。

建設課長 それではまず6メーター計画について、どう考えてるのかという事でございますけれども、先ほどからも努力してる、努力してるという言葉の繰り返しやという事ではございますけれども、実際、行政側が努力するしかないという風に考えております。当然、地権者の協力が必要なわけですが、やはり行政側の熱意というものが相手側に伝わっていくような交渉をやっていかなければならないという風に考えております。

2点目につきましても同じ事が言えると思います。最近、そういった交渉、接触をしてないという事でございますけれども、あの道も6メーター計画と同様、そういった行政側の努力というものが必要となって、熱意というものが必要になっているという風に考えております。

3点目の町道敷内における税、非課税の関係でございまして、固定資産税課税上の公衆用道路として、非課税措置されていない路線、筆数ですか、そういったものは全て把握しているのかという事については、把握しきれていないという風に考えております。ただ、町道明示や所有者からの申出、それからその実態が判明した場合には速やかにそういった処置を講じていってるといような状況でございまして

で、以上3点、簡単ではございますけれども、答弁とさせていただきます。

吉川委員

一つですね、同じ事を申し上げて失礼かも知れませんが、私も色々自分でも協力しですね、また地主さんにもお願いにあがってる関係もあってですね、難しい事は百も承知で申し上げてるわけです。それはその度に言うてるわけなんです。しかしそない言うて全然動かないでは困ると思うんです。私はここで特に言いたいのは、6メータ一計画道路でやっぱり引いてくれはったら、その方が買収に応じますと言うてはる。それももう10何年前から言うてんねん。もう今、課税しはったから今ちょっと行っても無理だと思うんです。そういう事のないように、私は是非ですね、やっぱりその二点、確かに町は予算あります。相手も相手の都合というのか、ありますが。しかし、悲しいかな、やっぱりその方の都合というのか、協力しようとおっしゃってもらってる時にね、町がその話にのらないでね、私は事業みたいな進まへんと思いますねん。だから是非ともですね、そういう事で協力の申入れ、どなたか通じてでも、あのやったら今引いてくれはったし、のると言っていたらという話が出た場合には、私は率先して、はっきり言って喜んで交渉に行くべきだと思うんです。今後、これからでも結構でございますので、是非とも私はやっぱり斑鳩町の将来の基盤整備のためにも、私は是非やってもらいたい。私が一番心配するのは、仮に私が悪い人間で暴力団に入っていて、一つ金になると、その方の土地わし買いますわと言って、もしやられたら、町としても難儀せんないかんわけ。今までやったらすぐに出来たやつが、少々努力しても出来ないような状態。今までにかてありますが。せやから、その事も考えて、えらえば一つと言うてきはるところについては、町も対応していかはる。せやけど、黙って何してはるところについては、あまり誠意を見せてもらってないというのが、私は今までの現状でないかと思う。これはお願いですんで、是非ともですね、そういう土地については、町の方で話し合いを、せめて話し合いだけでも、私は持って

いただくように、強く要望して終わります。もう答弁結構です。

委員長 他にございませんでしょうか。小野委員。

小野委員 関連する事も多いんですが、まず1点目、上下水道部長にはこの前電話でも話ししてたんですが、資料持って来てないから。管路近代化推進事業、老朽管の布設換えという事で、先だって、目安地区での入札結果、ちょっと拝見させていただきました。その中で、当然町道何号線に入ってるんだとか、いろんなこともあったんで、見てたら、道路形態としては私有地だと。今の吉川委員のいろんな話にもあったのと同じ事なんですけど、私有地だという事で、私有地の中に今までから水道管が入っていて、しかも住民の方がそれは承知の上で、いろんな要素があって、町道認定とか道路としてきちっと明示できないという場所らしいんですが、そのままそうして放っておくという事はね、いかなもんかな。以前から阿波2丁目地区でも、下水道管入れに行く時に、色々な住民からの負担もお願いして、しかもこちらも負担をして町道認定をして、そこへ下水を入れる。確かに下水入れるにつけても、上水道入れるにつけても、地権者の同意さえあればいいという、そういう事は言えるんですが、それらの機会をとらまえて、なぜしないのかなと思うんですが、あそこは難しいとこだという、私もそういう方面はプロですから、そういう事分かってますけど、難しいとこだから、今、私道というか私有地、私道でもないんです、私有地という形で路線名を作っておられる。こんなんね、水道管の、これからいろんな管路整備とかいった管理方法について、私有地に入れてますねんと、それが公共の配水管であるという、こんなんおかしな話ですよ。なぜ、並行して進めてないのか、その点について、まず答弁お願いします。

上下水道部長 今、発注いたしました箇所につきましては、確かに私有地となっております。この部分につきましては、私有地に間違いはないんですけど

も、目安につきましては、以前、ずっと昔、簡易水道まだ入ってありました。簡易水道入ってる地元で配水管を付けられて、それが町の水道に移管した経緯がございます。今回、目安地区で管路近代化事業でやっておりますけども、それについて、その場所についてもやっていくという事で、水道の方が先行したという形で入札を執行させていただいた、そういう状況であります。今、小野委員さんもおっしゃいましたように、目安地域につきまして、非常に輻輳しておりますので、水道管の方の更新事業を先行してさせていただいておるという事でご理解いただきたいと思います。

小野委員　私はね、それらの事を十分承知の上で今、質問させていただいた。だから、その道路計上してる分についての、登記面の事について、何ら処理をされてない、そういうように認識してるんですが、そのままで済ましていって、次世代、先ほどから吉川委員もおっしゃっています。時代がだんだん変わっていけばいくほどね、権利を主張される方がたくさん出てこられるんです。簡易水路の時は、それは皆のためやから、という事で入れておられる。今、目安地区が町のそういう近代化という事で、推進されてるという事ですけどね、何も目安地区だけに限らず、この近くでもまだ町道になってない、152号線の延長線上に水道管が入ってる、ご存知でしょ。そういう事もあるから、なぜ並行してやらないのか、という事を私は聞かせていただきたい。その事について、建設課とも色々協議されていったのかどうかという事、またいく必要ないという事でされているのか、上下水道部長としてそのように考えておられるのかだけ、ちょっとお示し願いたい。

上下水道部長　工事につきましては、当然建設課の方と協議をさせていただいております。ただ、その時にその工事と合せて目安地域を解決しようという話はしておりません。

小野委員　だからね、そういうね、小手先ばかりの事業をやってもらったら

困るという事ですよ。そういう時をとらまえてね、この今の道路問題、そして難しいといっても直せるんですよ、集団和解で地図を直す事は十分出来るんですよ。そういう事も総合的に判断して、事業は進めていくべきだと私は思うんです。そんなんする必要ないねんと言わはんねやったら、言うてくれはったらよろしい。その点どうなんですか。

都市建設 目安地区集落内の道路、町道認定されていない部分、それを今現在、部長 生活道路として利用されているという事は承知はしているわけです。そうした中で、その道路を利用して建築も当然なされていく、水道管下水道管入っていくという事になりますので、それは委員ご指摘のように、整理はしていく必要がある、このようには考えております。

小野委員 だからね、吉川委員が先ほども何回もおっしゃっているのは、なぜそういう時に議論をしてね、だから、全く私は議論がされてないという事を指摘してるんです。それは、管路の近代化推進事業を先行ささなければいけないという、そういう事も分かってるんです。だけど、そしたらこれは私有地だから、私有地がその人の同意さえあればこれは管路近代化推進事業に則っていけると、だけど生活道路であっても、こうして出来るというね、それだけでやっていくのが果たして行政として正しいのかどうかという事です。総合的にやはり全部直していくのが当たり前の話やと、私は思ってる。今、目安地区のそういう事柄だけで言うてるので、全体にそういう事を考えてもらわんないかんの違うかな。そして、考えるだけじゃない、アクションも起こしてください。考えて以前のように未登記道路はこんだけあります、筆数はこんだけあります、それだけですよ。だから、なぜその動かないのかという事は、私はしつこく言いたいなど。先になればだんだんだんだん難しいんですよ。今となったら昔の17条地図は、生駒郡、郡という名前だけでもう法務省はしないんです。そしたら国調をしなければ、地図は直らない、そういう形になっていくんです。時間も、12時の、誰かのせいでサイレン鳴らへんから、みんな回ってるんやけどね、ち

よっと一ヶ所だけね。私は前々から色々と話させてもらってる、150、152号線の道路改修について、先ほど課長の方で、状況は変化してません、28日に地権者と会う、町長も出向いていただいて、前回か前々回の時に、その地権者の方は、どっちやったかな、反対側の道路を先に整備してくださいという返事で、そういう返事やった。そしたら、それを委員会にも報告してもらってるんですが、そしたら反対側の方について、何も交渉しに行っていないんですか。その方がなぜ、反対側の方の道を先してくださいという返事だけで、町長は帰って来られたのか、町長がそうして帰って来るのだったら、そちらの方を推進すると、同時推進するんだという、なぜそういう構えを示さないんですか。その方が、なぜ反対側の方を先やってくれはったらよろしいですよ、という事だけで、ずっと帰って来るんですか、町長ともあろう人が。そして、それと一緒に職員の方も聞いてね、反対側の方へ何とかまたアクション起こしてるんです、起こしてないでしょ。その人が、反対側の道を先やってくださいよ、と言うてはったら、それせんないかん。そこも全く計画にあがってない、同じように150、152号線としてあがってる。それは、やってたんですか、前に答弁いただいてからその点ちょっと。

建設課長 私、先ほど150号線と152号線についての説明の中で不足しておりました。28日に地権者と合わせていただくというのは、152号線の方の地権者の方とお会いさせていただくという事で、先ほど150号線の方での地権者という説明をさせていただいたように思います。28日会いますのは152号線、相手側との地権者と合わせていただくという事です。

小野委員 それは私の聞き損いやと思うんですね。だから、28日、地権者と会われるというのは、150号線で、この前町長が出向かれて、その地権者じゃなくて、反対側の152号線の地権者にその人との約束というのか、その人の要望で反対側の方も先やったらどうや、という事

に対しての、遅まきながらの、悪いけど、事を今報告していただいたという事ですね。結構です。それでね、私はそういう話からすれば、色々な今までの道路行政についての、向こう先にやってくれ、というように事で渋滞してしまってた、という事が同じ事が起きてくると思います。同じように反対側をやってる。今ね、そしたら私は提案したいんですよ。150号線で、150の方でわずか何メートルかだと思わうんです、そこの地権者、前の自治会長ですね、その自治会での総意を則って、いま応じますという事を、意志表示してるんですね。せめてその何メートルかでもやってもらう事は出来ないですか。先ほどの吉川委員の話じゃないけど、合意できてる間にやるというのは、なぜ出来ないんですか。

建設課長 先線につきまして、今おっしゃっていただいておりますように、応じるという話がございますということでございますので、出来るだけその形に応じていくような形で検討させていただきたいと思っております。

小野委員 150号線の方でこの前町長が出向かれた。地権者がね、その改修については、別に異存ないんでしょ。その改善についても、あの町道を改造することは嫌やと、地権者としてダメだと、そういう事で152号線の方を先にやってくれとおっしゃってるんですか。その点はどうなんですかね。だからね、この前の答弁では、152号線を先にやってくださいと。これは最初は152号線が計画であがったんです。それで、ある方がちょっと難色を示された。今、その時はだいぶ前で、今度会われる地権者かどうか知りませんよ。だけど、その大きな土地というのか、中心的な土地をお持ちの方は、当時、こういう計画ですと言ったら、喜んで協力しよ、という事で動いてくれはったんです。ただ、入口の方がちょっと難色示されたから止まってしもた。そしたらね、今度その方のところへ行かれたら、前はよしと思たけど反対側いかへんねんやったら、と言われた時どうするんですか。これずっと何回もやってくるんです。だからせめてね、今、進めていくとい

う事に対して、先どっちや、という話だけの問題でしたらね、総合的に計画をするための全部立会を済ます、という事は私は可能だと思うんです。そして、施行していく段階で、向こう先やとかこっちが先やとか、そういう話が出てくると思うんですけどね。今、それを施行していく時には、必ず隣接者としての立会も必要なんです。それ、考えられる事が、隣接立会を拒否される可能性あるんです。だけど、事業として進める時は、今拒否されたら、一回特定整理も出来てますからね、どんどんそれは利用していくべきだと思うんです、町の事業であるという事で。それらの構えは絶対出してもらいたい、そういう事をお願いしときます。だから、課長が応じていただいている方、その方のやっていこうとしたら、隣接の立会が必要やと、隣接拒否される。部長はそうや、というような感じで頷いてはります。だけど、今は筆界特定制度というのがありますからね、事業としてやっていくのは、特定制度に全部のせたらよろしいです。そういう事で、いろんなことが拒否されるんだったら、これは事業進まないんだという事で今まであったんです。それが特定制度がきちっと確立されてますから、どんどんやっていただけたらいいと思います。その事も相談さしてもらってもいいし、どういう具合に進めていく、だから、是非ともそうして計画の方を進めてもらいたい。時期を逸したとか言うてね、そしたらお互いがもうそれでええがなという事になってくると思いますので、もう少し迫力持って、事業進めていくべきだと、私は思うんです。色々話をしたい事まだあるんですけどね、12時を既に回ってますから、またの機会にしますけどね。それと、今ね、これはもう一般質問という形をとりますけど、ちょっとだけ聞かしてほしいんですけど、例えば建設課が一番多いと思いますけど、今の土地の事項証明書、昔の謄本、それを職員の方は、どこへとりに行っておられるんですか。

建設課長 主に奈良市の方になります。それと、高田の方、葛城ですか、にも何回か行かしていただいている事がございます。

小野委員 管轄は奈良本局なんですね。だけど、斑鳩町の職員の方が、そういう事項証明書を職員の方が、葛城でも取れるんですね、オンラインで繋がってますから。ただ、図面はとれません、葛城行かれたら、斑鳩町の分としては。それは、職員の方がやはり時間的なロス無くすために葛城へ行ったり、その事に対しては私は何ら批判するつもりもないんですが、それは私が今まで一般質問した時に、なぜ奈良への統合や、町長今おられないんであれやけど。それは事実ですね、葛城へ昔の謄本と言うんですか、事項証明書を取りに行っておられる。それは職員の判断で行っておられるんですか、課長がこのままやったら時間が短いからこちらへ取りに行けという事で、指示されてるんですか。どちらなんですか。

建設課長 担当者の判断という事は、私の指示という事でございます。

小野委員 それだけ聞かしてもろといて、結構です。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 他にないという事ですので、私の方から、9月定例議会におきましては、平成17年度の一般会計・特別会計決算審査にあたり、例年どおり決算審査特別委員会の設置がされると思いますが、当委員会からあらかじめ2名の委員の選出をさせていただきたいと思います。決算審査特別委員会委員を希望される方は、挙手願います。

(挙手する者あり)

委員長 ただ今、小野委員、浦野委員にお願いしたいという事で、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

両委員にはよろしくお願ひ致します。

その他については、これをもって終ります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり助役の挨拶をお受けします。

(助役挨拶)

委員長

これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。長時間ご苦勞様でございました。

(午後 12 時 38 分 閉会)